

おびひろ 男女共同参画プラン

平成26年度推進状況報告書

(平成25年度対象)



平成26年11月

帯広市

おびひろ男女共同参画プラン 平成26年度 推進状況報告書（平成25年度対象） 目次

おびひろ男女共同参画プランについて	・ ・ ・ ・ ・	1
施策体系	・ ・ ・ ・ ・	2
評価について	・ ・ ・ ・ ・	3
平成26年度 推進状況総括表	・ ・ ・ ・ ・	5
推進目標に対する実績値	・ ・ ・ ・ ・	6

施策評価表

基本目標Ⅰ：人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革

1 男女平等の視点に立った教育の推進		
(1) 家庭における男女平等教育の推進	・ ・ ・ ・ ・	7
(2) 学校における男女平等教育の推進	・ ・ ・ ・ ・	9
(3) 地域における男女平等教育の推進	・ ・ ・ ・ ・	10
2 男女共同参画の啓発		
(1) 広報・啓発活動の充実	・ ・ ・ ・ ・	12
(2) 調査研究の充実	・ ・ ・ ・ ・	14
(3) メディアにおける男女共同参画の推進	・ ・ ・ ・ ・	15
3 女性の人権を尊重する認識の浸透		
(1) 性の尊重についての認識の浸透	・ ・ ・ ・ ・	17
(2) 母性の重要性の認識の浸透	・ ・ ・ ・ ・	19
4 女性に対するあらゆる暴力の根絶		
(1) 女性への暴力根絶についての認識の浸透	・ ・ ・ ・ ・	20
(2) セクシュアル・ハラスメントの防止	・ ・ ・ ・ ・	21
(3) 被害者への相談・支援体制の充実	・ ・ ・ ・ ・	22

基本目標Ⅱ：さまざまな分野への男女共同参画の促進

1 政策・方針決定過程への女性の参画促進		
(1) 審議会等への女性の参画の促進	・ ・ ・ ・ ・	24
(2) 方針決定過程における女性の参画の促進	・ ・ ・ ・ ・	26
(3) 農業経営活動への女性の参画促進	・ ・ ・ ・ ・	27
2 地域社会への男女共同参画の促進		
(1) 社会活動への参加促進	・ ・ ・ ・ ・	28
(2) ボランティア活動の促進	・ ・ ・ ・ ・	30
(3) 地域リーダーの養成	・ ・ ・ ・ ・	32
(4) 国際交流・国際協力の促進	・ ・ ・ ・ ・	33
(5) 防災分野における男女共同参画の推進	・ ・ ・ ・ ・	35
(6) まちづくりにおける男女共同参画の促進	・ ・ ・ ・ ・	37

基本目標Ⅲ：男女がともに働きやすい環境づくり

1 男女がともに働くための環境整備		
(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透	・ ・ ・ ・ ・	39
(2) 育児・支援体制の充実	・ ・ ・ ・ ・	41
(3) 家庭生活への男女共同参画の促進	・ ・ ・ ・ ・	43

2	就労における男女平等の促進		
	(1) 男女の均等な雇用と待遇の確保	・ ・ ・ ・ ・	45
	(2) 職場における男女平等の促進	・ ・ ・ ・ ・	47
3	就業機会の促進		
	(1) 就業支援体制の充実	・ ・ ・ ・ ・	49
	(2) 雇用機会の情報収集・提供	・ ・ ・ ・ ・	50
	(3) 女性の再チャレンジ支援	・ ・ ・ ・ ・	51

基本目標Ⅳ：多様な生き方を実現する環境づくり

1	母子保健の充実		
	(1) 保健相談や指導体制の充実	・ ・ ・ ・ ・	53
	(2) 保健・健康診査の充実	・ ・ ・ ・ ・	54
2	健康づくりの推進		
	(1) 健康づくりの推進	・ ・ ・ ・ ・	55
3	安心できる介護環境の整備		
	(1) 介護支援体制の充実	・ ・ ・ ・ ・	57
	(2) 高齢者や障害者に対する社会参画・自立支援	・ ・ ・ ・ ・	59
4	生涯学習の推進		
	(1) 学習機会や学習情報の提供	・ ・ ・ ・ ・	61

おびひろ男女共同参画プランについて

1 プラン策定の趣旨

日本の男女共同参画は、「女子差別撤廃条約」の採択など、国連の女性の地位に係る運動と連動して進んできました。

国内においては、平成11年に「男女共同参画社会基本法」の制定や、「男女雇用機会均等法」の改正など各種法制度の整備が進められてきています。

しかし、男女共同参画に対する社会の意識は徐々に浸透してきているものの、性別による固定的役割分担意識やこれを反映した社会慣行などが依然として残っており、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や女性のチャレンジ支援、少子高齢化の進行による家族の形態や労働環境の変化などの対応が求められています。

本市の男女共同参画に向けた推進は、「第五期帯広市総合計画」及び「帯広市生涯学習推進計画」において「男女共同参画社会づくり」を位置づけ、平成13年に行動プランを策定し取り組んできました。

本市においても、国等の施策の動向を踏まえながら男女共同参画社会の実現に向け、引き続き総合的に着実な推進をはかるため、第2次となる「おびひろ男女共同参画プラン」を平成22年3月に策定しました。

2 プランの目標

本プランは、帯広市における男女共同参画社会の実現を目指すものです。

このプランが目指す男女共同参画社会とは、次のような社会です。

- (1) 男女の人権を尊重する社会
- (2) 政策・方針決定過程などへ共同で参画できる社会
- (3) 仕事と家庭・地域生活が両立できる社会

3 プランの性格

- (1) 帯広市の男女共同参画社会の実現に向けた基本目標、基本方向及び施策の方向について明らかにするものです。
- (2) 策定にあたっては、国の「男女共同参画基本計画」及び北海道の「男女平等参画基本計画」を踏まえて、市民懇話会の意見を基に、市民や団体から幅広く意見・提言を聴き、その反映に努めました。
- (3) 第六期帯広市総合計画の分野計画です。
- (4) 施策に基づく取り組みは、計画の進捗状況や社会情勢の変化に応じて適宜必要な見直しを行います。

4 プランの期間

平成22年度から平成31年度までの10年間です。

5 プランの基本的視点

男女共同参画社会の実現に向けて、次の基本的視点を踏まえてプランをすすめていきます。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 固定的な性別役割分担の意識解消

おびひろ男女共同参画プラン施策体系

基本方向	施策の方向	評価対象
基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革 		
1 男女平等の視点に立った教育の推進	(1) 家庭における男女平等教育の推進 (2) 学校における男女平等教育の推進 (3) 地域における男女平等教育の推進	
2 男女共同参画の啓発	(1) 広報・啓発活動の充実 (2) 調査研究の充実 (3) メディアにおける男女共同参画の推進	
3 女性の人権を尊重する認識の浸透	(1) 性の尊重についての認識の浸透 (2) 母性の重要性の認識の浸透	
4 女性に対するあらゆる暴力の根絶	(1) 女性への暴力根絶についての認識の浸透 (2) セクシュアル・ハラスメントの防止 (3) 被害者への相談・支援体制の充実	
基本目標Ⅱ さまざまな分野への男女共同参画の促進		
1 政策・方針決定過程への女性の参画促進	(1) 審議会等への女性の参画の促進 (2) 方針決定過程における女性の参画の促進 (3) 農業経営活動への女性の参画支援	
2 地域社会への男女共同参画の促進	(1) 社会活動への参加促進 (2) ボランティア活動の促進 (3) 地域リーダーの養成 (4) 国際交流・国際協力の促進 (5) 防災分野における男女共同参画の推進 (6) まちづくりにおける男女共同参画の促進	
基本目標Ⅲ 男女がともに働きやすい環境づくり		
1 男女がともに働くための環境整備	(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透 (2) 育児支援体制の充実 (3) 家庭生活への男女共同参画の促進	
2 就労における男女平等の促進	(1) 男女の均等な雇用と待遇の確保 (2) 職場における男女平等の促進	
3 就業機会の促進	(1) 就業支援体制の充実 (2) 雇用機会の情報収集・提供 (3) 女性の再チャレンジ支援	
基本目標Ⅳ 多様な生き方を実現する環境づくり		
1 母子保健の充実	(1) 保健相談や指導体制の充実 (2) 保健・健康診査の充実	
2 健康づくりの推進	(1) 健康づくりの推進	
3 安心できる介護環境の整備	(1) 介護の支援体制の充実 (2) 高齢者や障害者に対する社会参画・自立支援	
4 生涯学習の推進	(1) 学習機会や学習情報の提供	
プランの推進		
		市民等による推進体制の整備
		庁内推進体制の充実
		国・北海道などとの連携

評価について

本計画の推進状況については、34の施策の方向ごとに評価を行いました。

1 評価の方法

本プランには基本方向ごとに11の推進目標が設定されています。そのうち、第六期帯広市総合計画と共通する9の目標値と独自に設定した2つの目標値があり、これらの目標値をそれぞれの関連が深い施策の方向に割り当てました。この推進目標による判定と、事業の取組状況を踏まえ（推進目標が割り当てられてないものは事業の取組状況のみで評価）、施策の方向の推進状況の評価を行います。

2 推進目標の判定

各推進目標には本プランの平成31年度の目標値が設定されています。また、総合計画の目標値には年度ごとの目標値も設定されています。各年度の目標値に対する実績値の達成率をもとに、a b c dの4段階で判定を行います。

なお、本プラン独自の推進目標は年度ごとの目標値が設定されていないため、下記の4のとおり、判定のため各年度の合理的な目標値を設定しています。

3 推進目標の判定基準について

- (1) 数値の向上を目標とする場合の判定基準（全推進目標）

$$\text{達成率（％）} = (\text{実績値} - \text{基準値}) \div (\text{目標値} - \text{基準値}) \times 100$$

例) 配偶者等からの暴力に係る相談件数
(226-63) ÷ (71-63) × 100 = 2037.5% ⇒ a

達成率による判定	
a	100.00%以上
b	66.66%以上100.00%未満
c	33.33%以上66.66%未満
d	33.33%未満

4 本プラン独自の各年度目標値について

- (1) 男女共同参画セミナー・男女共同参画講座の延開催回数

H31年度の目標値はH22-H31年度の延開催回数85回となっています。

判定にあたりH13-H20の延開催回数57回を年度数8で除した7.125回を基準値に設定。

また、H22-31の延開催回数85回を年度数10で除した8.5回を各年度の目標値と設定。

基準値7.125回×H22からの年度数(例:H25の場合→4)と、各年度までの目標値、実績値の延回数を比較します。

計算例) 平成25年度の判定

基準値 7.125×4=28.5 目標値 8.5×4=34

実績値 6(H22)+10(H23)+9(H24)+10(H25)=35

(35-28.5) ÷ (34-28.5) × 100 = 118.18% ⇒ a

- (2) 健康相談の相談者数

H31年度の目標値は「増加」のため、判定にあたり、H19年度の基準値489人より増加した人数である490人を各年度の目標値に設定。

計算例) 平成25年度の判定

基準値 489人 目標値 490人 実績値 698人

(698-489) ÷ (490-489) × 100 = 20,900% ⇒ a

5 1つの施策の方向に2つ以上の推進目標がある場合

各推進目標の判定のa～dを点数化（a：3点、b：2点、c：1点、d：0点）し、それぞれに該当する推進目標数を乗じて合算した点数が、最高点（3点×全推進目標数）に占める割合を、4段階（a b c d）に判定しています。

最高点に占める割合	
a	75.00%以上100.00%以下
b	50.00%以上75.00%未満
c	25.00%以上50.00%未満
d	25.00%未満

算出方法）

（3点×a判定の目標数＋2点×b判定の目標数＋1点×c判定の目標数＋0点×d判定の目標数）÷（3点×全目標数）

計算例）推進目標のa判定が一つ、d判定が一つの場合

a⇒3点、d⇒0点

（3点×1＋2点×0＋1点×0＋0点×1）÷（3点（最高点）×2（全目標数））
＝50.00%⇒推進目標による判定：b

6 最終的な施策の評価

施策の評価は、推進目標の判定だけではなく、当該年度の事業の取組状況も勘案して、次の4つのうちから1つを選択して決定します。

- | | |
|----------------|----------------|
| A 施策は順調に進んでいる | B 施策はある程度進んでいる |
| C 施策はあまり進んでいない | D 施策は進んでいない |

平成26年度推進状況(平成25年度対象)総括表

おびひろ男女共同参画プラン				施策 評価	前 年度 評価 (参考)
基本目標	施策の基本方向	施策の方向	体系番号		
Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革	1 男女平等の視点に立った教育の推進	(1)家庭における男女平等教育の推進	I-1-(1)	B	B
		(2)学校における男女平等教育の推進	I-1-(2)	B	B
		(3)地域における男女平等教育の推進	I-1-(3)	B	B
	2 男女共同参画の啓発	(1)広報・啓発活動の充実	I-2-(1)	B	B
		(2)調査研究の充実	I-2-(2)	B	B
		(3)メディアにおける男女共同参画の推進	I-2-(3)	A	A
	3 女性の人権を尊重する認識の浸透	(1)性の尊重についての認識の浸透	I-3-(1)	B	B
		(2)母性の重要性の認識の浸透	I-3-(2)	B	B
	4 女性に対するあらゆる暴力の根絶	(1)女性への暴力根絶についての認識の浸透	I-4-(1)	B	B
		(2)セクシュアル・ハラスメントの防止	I-4-(2)	B	B
		(3)被害者への相談・支援体制の充実	I-4-(3)	A	A
Ⅱ さまざまな分野への男女共同参画の促進	1 政策・方針決定過程への女性の参画促進	(1)審議会等への女性の参画の促進	Ⅱ-1-(1)	C	B
		(2)方針決定過程における女性の参画の促進	Ⅱ-1-(2)	B	B
		(3)農業経営活動への女性の参画支援	Ⅱ-1-(3)	B	B
	2 地域社会への男女共同参画の促進	(1)社会活動への参加促進	Ⅱ-2-(1)	A	B
		(2)ボランティア活動の促進	Ⅱ-2-(2)	A	A
		(3)地域リーダーの養成	Ⅱ-2-(3)	B	B
		(4)国際交流・国際協力の促進	Ⅱ-2-(4)	A	A
		(5)防災分野における男女共同参画の推進	Ⅱ-2-(5)	B	B
		(6)まちづくりにおける男女共同参画の促進	Ⅱ-2-(6)	B	B
Ⅲ 男女がともに働きやすい環境づくり	1 男女がともに働くための環境整備	(1)ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透	Ⅲ-1-(1)	B	B
		(2)育児支援体制の充実	Ⅲ-1-(2)	B	B
		(3)家庭生活への男女共同参画の促進	Ⅲ-1-(3)	B	B
	2 就労における男女平等の促進	(1)男女の均等な雇用と待遇の確保	Ⅲ-2-(1)	B	B
		(2)職場における男女平等の促進	Ⅲ-2-(2)	B	B
	3 就業機会の促進	(1)就業支援体制の充実	Ⅲ-3-(1)	B	B
		(2)雇用機会の情報収集・提供	Ⅲ-3-(2)	B	B
		(3)女性の再チャレンジ支援	Ⅲ-3-(3)	A	A
Ⅳ 多様な生き方を実現する環境づくり	1 母子保健の充実	(1)保健相談や指導体制の充実	Ⅳ-1-(1)	A	B
		(2)保健・健康診査の充実	Ⅳ-1-(2)	B	B
	2 健康づくりの推進	(1)健康づくりの推進	Ⅳ-2-(1)	A	A
	3 安心できる介護環境の整備	(1)介護の支援体制の充実	Ⅳ-3-(1)	B	B
		(2)高齢者や障害者に対する社会参画・自立支援	Ⅳ-3-(2)	B	A
	4 生涯学習の推進	(1)生涯学習の推進	Ⅳ-4-(1)	B	B

評価	平成26年度		前年度(参考)	
	項目数	割合	項目数	割合
A 施策は順調に進んでいる	8	23.5%	7	20.6%
B 施策はある程度進んでいる	25	73.5%	27	79.4%
C 施策はあまり進んでいない	1	3.0%	0	0.0%
D 施策は進んでいない	0	0.0%	0	0.0%

推進目標に対する実績値

基本目標	基本方向	目標の設定	関連施策 番号	基準値	単位	基準年	各年度の実績値・目標値(上段:実績値、中段:目標値、下段:判定)									
							H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
参Ⅰ 画人の権 実の現 尊改に重 革向とけ 男た女 意共 識同	1 男女平等の視点に 立った教育の推進	男女共同参画セミナー・男女 共同参画講座の延開催回数	I-1-(1) I-1-(3)	57 (単年 度平均 7,125 回)	回	13-20	6 (6)	16 (10)	25 (9)	35 (10)						
	2 男女共同参画の啓発		I-2-(1)				8.5 (8.5)	17 (8.5)	25.5 (8.5)	34 (8.5)	42.5 (8.5)	51 (8.5)	59.5 (8.5)	68 (8.5)	76.5 (8.5)	85 (8.5)
	3 女性の人権を尊重す る認識の浸透	配偶者等からの暴力に係る 相談件数 (総合計画成果指標)	I-3-(1)	63	件	19	119	155	177	226						
	4 女性に対するあらゆる 暴力の根絶		I-4-(1) I-4-(3)				65	67	69	71	74	77	80	83	86	89
野Ⅱ へのま 促男 進女 ま共 な同 分	1 政策・方針決定過程 への女性の参画促進	審議会等への女性の参画率 (総合計画成果指標)	Ⅱ-1-(1)	31.5	%	19	34.5	34.8	34.6	33.8						
	2 地域社会への男女共 同参画の促進		Ⅱ-2-(5)				32.8	33.6	34.4	35.2	36.0	36.8	37.6	38.4	39.2	40.0
							a	a	a	c						
Ⅲ 男女がと もに働 きやす い環 境つ くり	1 男女がともに働くた めの環境整備	育児休業制度を規定してい る事業所の割合 (総合計画成果指標)	Ⅲ-1-(1) Ⅲ-1-(2) Ⅲ-1-(3)	25.2	%	19	33.1	29.9	44.3	47.3						
	2 就労における男女平 等の促進		Ⅲ-2-(1)				25.7	26.2	26.8	27.4	28.0	28.6	29.2	29.8	30.4	31.0
							a	a	a	a						
Ⅳ 多様な 生き方 を実現 する環 境つ くり	3 就業機会の促進	母子家庭等自立支援制度利 用者の就労率 (総合計画成果指標)	Ⅲ-3-(3)	67.3	%	18-20	69.4	70.3	72.1	72.5						
							67.5	68.0	68.5	69.0	69.5	70.0	70.5	71.0	71.5	72.0
							a	a	a	a						
	1 母子保健の充実	乳児家庭への訪問率 (総合計画成果指標)	Ⅳ-1-(1)	37.6	%	19	83.9	81.7	80.5	95.0						
							71.5	73.0	74.5	76.0	77.5	79.0	80.5	82.0	83.5	85.0
							a	a	a	a						
	2 健康づくりの推進	健康相談の相談者数	Ⅳ-2-(1)	489	人	19	640	708	806	698						
							490	490	490	490	490	490	490	490	490	増加
							a	a	a	a						
	3 安心できる介護環 境の整備	介護予防事業の参加者のう ち、評価が向上・維持できた 人の割合 (総合計画成果指標)	Ⅳ-3-(1)	92.3	%	19	85.9	89.5	89.0	87.3						
							95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0
							c	c	c	c						
		障害者雇用率を達成した企 業の割合 (総合計画成果指標)	Ⅳ-3-(2)	43.8	%	19	52.0	45.8	45.7	38.2						
							45.4	45.9	46.4	46.9	47.4	47.9	48.5	49.0	49.5	50.0
							a	b	b	d						
	4 生涯学習の推進	帯広市教育委員会が開催す る講座等の参加者数 (総合計画成果指標)	Ⅳ-4-(1)	22,590	人	19	26,656	30,138	36,170	37,168						
							23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000
							a	a	a	a						
		地域の指導者の登録者数 (総合計画成果指標)	Ⅳ-4-(1)	138	人	19	107	109	102	116						
							145	150	155	160	165	170	175	180	185	190
							d	d	d	d						

※各年度の実績値・目標値の年度は評価対象年度。

平成26年度 施策評価表

施策体系	基本目標	I 人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革	主な担当課	男女共同参画推進課、農政課、子育て支援課
	基本方向	1 男女平等の視点に立った教育の推進		
	施策の方向	(1) 家庭における男女平等教育の推進 性別による男女の役割分担意識は、その多くが子どもの成長過程でつくられることから、幼児期から家族一人ひとりの人権を認め合い、平等意識を培うため、保護者に対する啓発・学習機会の充実をはかります。		

1. 目標値による判定(下線は第六期帯広市総合計画と共通する指標)

推進目標		単位	基準値(基準年度) 目標値(目標年度)	判定	実績値(各年度)				
1	男女共同参画セミナー・男女共同 参画講座の延開催回数	回	57回(H13～H20)	a	H22	H23	H24	H25	H26
			85回(H22～H31)		6(6)	16(10)	25(9)	35(10)	
推進目標による判定				a	※各年度の実績値はH22年度から各年度までの延べ件数 また、()内は各年度の件数				

2. 推進目標の実績値に対する考え方

「男女共同参画セミナー・男女共同参画講座の延開催回数」は平成25年度までの4か年で35回と目標値34回を上回りました。平成25年度におびひろ男女共同参画プランに基づいた様々なテーマで講座等を行ったことにより、年10回の開催となり、推進目標の年平均8.5回の開催数を上回っていることなどによるものです。

3. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H25年度実績
○家庭内における固定的な性別役割分担意識にとらわれない個の尊重の重要性について啓発をすすめるため、各種講座・研修会などを開催します。	・男女共同参画セミナー(1回・297人)、男女共同参画講座(4回・134人)、男女共同参画推進員による出前講座(4回・129人)、女と男の一行詩募集・展示(1,044作品487人)、男女共同参画情報誌の発行(年2回・各3,000部) ・各種研修会等の実施(新規就農者コース研修に女性2人(市内)、農畜産物加工施設バス視察研修に女性3人(市内)、十勝地域農業者合同研修会に女性2人(市内)参加) ・農村女性のつどい等への参加促進(帯広市農産物小規模加工研究会道内視察研修(本別町・音更町 農村女性12人参加) ・家庭での男女平等意識の形成と実践(家族経営協定の締結の促進)(農家戸数713戸のうち、締結215戸)
○保護者などを対象に、男女平等観に基づいた家庭教育に関する学習機会の提供に努めます。	・家庭教育学級(学級数:11学級、学級生数:185人、学習会実施回数:99回)

4. 施策の評価

男女共同参画情報誌の発行や女と男の一行詩の募集・展示、各種講座、講演会の開催などを通して、男女平等意識の啓発を行っており、平成25年度は帯広市PTA連合会と連携して、保護者向けのセミナーを開催しています。

農村地域においては、新規就農者コース研修では市内受講者6人中女性2人、農畜産物加工施設バス視察研修では市内参加者10人中女性3人、十勝地域農業者合同研修会では市内参加者11人中女性2人、農産物小規模加工研究会道内視察研修では12人の女性が参加しており、また、家族経営協定の締結数が一定程度維持されています。

また、家庭教育学級においては、男女共同参画にかかる学習会（育児にかかわる内容や性教育等）を実施しています。

これら、保護者に対する啓発・学習機会の提供を通して、徐々にではありますが、家庭における男女平等意識の浸透がはかられていると考えられ、男女共同参画に関する市民まちづくりアンケートや市民意識調査の結果も向上してきているものの、固定的な性別役割分担意識が依然として残っており、推進目標による判定は「a」判定ですが、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる

B

5. 課題と今後の取り組み方向

家庭における男女平等教育を推進するにあたり、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発を継続して取り組んでいく必要があります。各種講座や講演会、情報誌の発行などを通して、家庭への男女平等意識の浸透をはかるとともに、平成25年度に実施した市民意識調査結果の周知や活用により、さらなる意識啓発を進めていきます。

また、各種農業研修会などに女性が積極的に参加できるよう働きかけを行っていくとともに、家庭教育学級においては、今後、出前講座等を利用した男女共同参画関係の講話や学習会も、より多く実施できるよう取り組んでいきます。

平成26年度 施策評価表

施策体系	基本目標	I 人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革	主な担当課	学校教育指導室
	基本方向	1 男女平等の視点に立った教育の推進		
	施策の方向	(2) 学校における男女平等教育の推進 学校は、家庭や地域とともに子どもの価値観や社会的規範などの人格形成に大きな役割を担っており、より一層男女平等観に立った教育の実践に努めます。		

1. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H25年度実績
○学校教育では、児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女の相互理解と教育の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実をはかり、教育全般を通じて人権尊重や男女平等の視点に立った教育をすすめます。	・社会科や道德教育を通して、人権尊重、男女平等の考え方の醸成 ・技術家庭科の男女共修 ・適切な進路指導 ・指導資料の活用 ・いじめ防止ポスター及び啓発資料の配布 ・いじめ防止ポスター展の開催 ・「いじめ・非行防止の5つの誓い」の作成及びパネルの配付
○教職員や関係者に対して、研修などにより人権の尊重や男女共同参画社会に関する正しい理解の浸透をはかります。	・教育相談講座の実施(スキルソーシャルトレーニングについて)

2. 施策の評価

いじめ防止対策推進法の成立を受け、教職員への研修や指導資料の配布、活用、児童生徒への働きかけなど、学校における人権尊重、男女平等の観点に立った教育の推進に向けた取り組みを行っています。これらの取り組みを通して、いじめの問題を中心として、児童生徒の主体的な活動が進められていることから、一定の成果を上げていると考えられ、施策はある程度進んでいると評価します。	
施策はある程度進んでいる	B

3. 課題と今後の取り組み方向

今後とも学校において、道德教育の充実や教育相談の実施などにより、一人一人によりそった教育を行うとともに、望ましいモラルの確立を促進していきます。学校教育全体を通して、人権尊重の態度を育成するとともに、教職員の指導力、意識の向上に向け、研修を計画、実施していきます。
--

平成26年度 施策評価表

施策体系	基本目標	I 人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革	主な担当課	男女共同参画推進課、農政課
	基本方向	1 男女平等の視点に立った教育の推進		
	施策の方向	(3) 地域における男女平等教育の推進 性別による男女の役割分担意識を是正し、多様な生き方や暮らし方を持った人々が他の人々と共生しながら自分らしさを大切にしていけるよう、人権意識の啓発をすすめます。		

1. 目標値による判定(下線は第六期帯広市総合計画と共通する指標)

推進目標		単位	基準値(基準年度) 目標値(目標年度)	判定	実績値(各年度)				
1	男女共同参画セミナー・男女共同 参画講座の延開催回数	回	57回(H13～H20)	a	H22	H23	H24	H25	H26
			85回(H22～H31)		6(6)	16(10)	25(9)	35(10)	
推進目標による判定				a	※各年度の実績値はH22年度から各年度までの延べ件数 また、()内は各年度の件数				

2. 成果指標の実績値に対する考え方

「男女共同参画セミナー・男女共同参画講座の延開催回数」は平成25年度までの4か年で35回と目標値34回を上回りました。平成25年度におびひろ男女共同参画プランに基づいた様々なテーマで講座等を行ったことにより、年10回の開催となり、推進目標の年平均8.5回の開催数を上回っていることなどによるものです。

3. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H25年度実績
○地域において、男女が生涯を通じて個人の尊厳と男女平等の意識を高め、それぞれの個性や能力を十分発揮できるよう、各種講座の開催など学習機会の提供に努めます。	・男女共同参画セミナー(1回・297人)、男女共同参画講座(4回・134人)、男女共同参画推進員による出前講座(4回・129人) ・農村地域活動への女性参画推進(地域づくり活動の推進)(人・農地プラン検討会の委員5人中2人女性)
○各種団体などと連携し、男女共同参画社会の正しい理解の浸透をはかります。	・帯広市PTA連合会と男女共同参画セミナーの共催、帯広市町内会女性部連絡会と男女共同参画講座の共催、男女共同参画推進市民会議(1回)

4. 施策の評価

市民協働のパートナーである男女共同参画推進員による男女共同参画に関する出前講座を地域で活動している団体へ行うとともに、こうした団体と連携した男女共同参画セミナーや講座を開催するなど、地域における男女平等意識を高めるため、学習機会の提供を行っています。

また、地域農業の「未来設計図」といわれている人・農地プランを審査する検討会に委員5人中2人の女性が参画しています。

地域における団体との連携によるセミナー等の開催により、団体への意識啓発とともに、地域の方々への学習機会の提供などの取り組みを通して、徐々にではありますが男女平等意識の浸透がはかられていると考えられ、男女共同参画に関する市民まちづくりアンケートや市民意識調査の結果も向上してきているものの、固定的な性別役割分担意識が依然として残っており、推進目標による判定は「a」判定ですが、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる

B

5. 課題と今後の取り組み方向

地域においても、固定的な性別役割分担意識を解消し、男女平等の意識を高めるための意識啓発に継続して取り組んでいく必要があります。引き続き、各種団体と連携した男女共同参画セミナー等の開催や男女共同参画推進員による出前講座を行うなど、男女共同参画に関する学習機会の提供に努めていきます。

また、農村地域において、今後も地域農業の検討など女性の参画を推進していきます。

平成26年度 施策評価表

施策体系	基本目標	I 人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革	主な担当課	男女共同参画推進課、農政課
	基本方向	2 男女共同参画の啓発		
	施策の方向	(1) 広報・啓発活動の充実 長い歴史の中で培われてきた固定的な性別役割分担意識を是正していくため、広報・啓発活動の事業支援や各種講座などを通して、男女平等意識を市民の間に浸透させるための広報・啓発活動の充実をはかります。		

1. 目標値による判定(下線は第六期帯広市総合計画と共通する指標)

推進目標		単位	基準値(基準年度) 目標値(目標年度)	判定	実績値(各年度)				
1	男女共同参画セミナー・男女共同 参画講座の延開催回数	回	57回(H13～H20)	a	H22	H23	H24	H25	H26
			85回(H22～H31)		6(6)	16(10)	25(9)	35(10)	
推進目標による判定				a	※各年度の実績値はH22年度から各年度までの延べ件数 また、()内は各年度の件数				

2. 成果指標の実績値に対する考え方

「男女共同参画セミナー・男女共同参画講座の延開催回数」は平成25年度までの4か年で35回と目標値34回を上回りました。平成25年度におびひろ男女共同参画プランに基づいた様々なテーマで講座等を行ったことにより、年10回の開催となり、推進目標の年平均8.5回の開催数を上回っていることなどによるものです。

3. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H25年度実績
○男女共同参画の認識を深めるため、男女共同参画週間や情報誌の発行など多様な機会を通じ情報を提供し、啓発をすすめます。	・とかちプラザ内女性情報コーナーでの男女共同参画に関する資料・情報の提供、男女共同参画情報誌の発行(年2回、各3,000部)、フリーペーパーに啓発広告掲載(年3回)、男女共同参画週間パネル展の開催、広報おびひろによる啓発(男女共同参画に関する事業所意識調査結果) ・農業情報の提供
○家庭や地域から男女共同参画の意識を高めるため、男女共同参画推進員による啓発をすすめます。	・男女共同参画推進員による出前講座(4回・129人)
○男女共同参画をすすめる女性団体やグループ等の活動を支援します。	・とかちプラザ内女性情報コーナーでの女性団体等の活動情報提供、女性団体等支援(2団体240千円)
○男女共同参画の基本となる関係法等の周知をはかります。	・とかちプラザ内女性情報コーナーでの男女共同参画に関する資料・情報の提供、男女共同参画週間パネル展の開催

4. 施策の評価

男女共同参画に関する情報を、とかちプラザの女性情報コーナーで随時提供を行い、男女共同参画週間パネル展の開催やフリーペーパーへの啓発広告や情報誌などを通して啓発を進めているほか、男女共同参画推進員による出前講座を地域で活動している団体等で行い、家庭や地域から男女共同参画の意識を高めるとともに、女性団体等の活動支援を行っています。平成25年度から情報誌の町内会への回覧を行うなど幅広い市民の目に触れる機会を増やしています。

また、市ホームページなどを活用し、男女を問わず農業者等に対して農業情報を提供しているほか、各種事業の周知も行っています。

各種広報・啓発などの取り組みにより、男女共同参画に関する市民まちづくりアンケートや市民意識調査の結果も徐々にではありますが向上してきているものの、固定的な性別役割分担意識は依然として残っていることから、推進目標による判定は「a」判定ですが、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる

B

5. 課題と今後の取り組み方向

固定的な性別役割分担意識を解消するための意識啓発に継続的に取り組んでいく必要があることから、男女共同参画情報誌においては、引き続き町内会等への回覧を行うなど多くの市民の目に触れる機会をつくっていくとともに、女性情報コーナーをパネル展など様々な周知活動に活用し、女性団体等の発信の場として充実に努めていきます。

また、農業情報について、国、北海道など広く情報収集を行うとともに、農業者等に必要となる情報を適切に市ホームページなどを活用し、発信していきます。

平成26年度 施策評価表

施策体系	基本目標	I 人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革	主な担当課	男女共同参画推進課、工業労政課
	基本方向	2 男女共同参画の啓発		
	施策の方向	(2) 調査研究の充実 男女平等や人権に関する市民意識、企業における雇用状況など、男女共同参画社会形成のための実態把握と活用に努めます。		

1. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H25年度実績
○男女共同参画に関わる市民や事業所の意識について調査・検証し、関係施策などへの反映に努めます。	- 男女共同参画に関する意識調査(発送数1,988件、回収数743件) - 市民まちづくりアンケート(発送数3,000件、回収数1,404件) - 事業所雇用実態調査票 送付1,566社

2. 施策の評価

平成25年度において、男女共同参画に関する市民意識調査を行い、前回調査と比較して、徐々にではありますが、男女平等意識が浸透している状況がうかがえます。同様に毎年実施している市民まちづくりアンケートにおいても、男女共同参画にかかる設問があり、こちらも市民実感度が徐々にではありますが、向上しています。

市内の1,500社以上の事業所を対象に、昭和49年から継続して毎年事業所雇用実態調査を実施し、また、平成24年度には男女共同参画に関する事業所意識調査を実施しており、これらの調査結果を事業所に送付し、男女雇用機会均等法による雇用管理の見直し状況や育児休業制度の導入などワーク・ライフ・バランスの普及・浸透の状況をお知らせするなど、男女共同参画についての意識啓発を行っています。

これら調査結果を活用して、関係施策への反映に努めており、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる

B

3. 課題と今後の取り組み方向

今後も引き続き事業所雇用実態調査を実施し、その調査結果を事業所に送付し、男女雇用機会均等法による雇用管理の見直し状況等をお知らせすることで、男女共同参画についての意識啓発をはかっていきます。平成26年度以降は女性の管理職についての調査を実施することにより、市内の事業所における女性の登用状況の把握に努め、女性の活躍する場の拡大をはかっていきます。

また、男女共同参画に関する事業所意識調査や市民意識調査の結果等を活用し、関係団体と連携して育児休業制度の導入促進などに関するセミナーや講座等を実施することにより、働きやすい職場環境づくりに向けて、事業所等に対してワーク・ライフ・バランスの普及・浸透を進めていくとともに、広報おびひろや情報誌等に市民意識調査結果を掲載することで、さらなる意識啓発をはかっていきます。

平成26年度 施策評価表

施策体系	基本目標	I 人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革	主な担当課	広報広聴課、男女共同参画推進課、青少年課、学校教育指導室
	基本方向	2 男女共同参画の啓発		
	施策の方向	(3) メディアにおける男女共同参画の推進 高度化が進む情報化社会の中、メディアからもたらされる情報が社会に与える影響は大きいと、固定的な性別役割分担意識の表現など人権を侵害するような表現に十分配慮するとともに、多くの情報を市民が主体的に判断することができるよう支援します。		

1. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H25年度実績
○男女共同参画の視点から、市の発行する広報や出版物の表現が性別に基づく固定的観念にとらわれないように配慮します。	・広報おびひろの発行(月1回 78,000部) ・視覚障害者向け広報の発行(点字広報 月1回 40部、声の広報 月1回 50本) ・市勢要覧の発行(年1回 500部) ・市政ガイドの発行(年1回 3,900冊) ・男女共同参画に関する市職員研修(1回・30人)
○学校・家庭・地域が連携し、有害図書等の青少年への販売監視や立ち入りの調査の実施など環境浄化の啓発活動を推進します。	・非行の誘因の恐れがある社会環境の状況把握と改善活動の実施(道青少年健全育成条例第53条に基づく社会環境調査の実施状況:カラオケ、レンタルビデオ店等28店、コンビニ調査 77店、書店調査 23店、携帯電話販売店 11店、カラオケ等の深夜立入調査 12店)
○学校教育をはじめ、生涯学習などさまざまな場において、インターネットなど多種多様なメディアからもたらされる情報を主体的に読み解く能力(メディア・リテラシー)の育成に努めます。	・啓発リーフレット作成・配布「それって大丈夫? ケータイ&スマホ」 ・各領域や教科における情報教育の実施(総合的な学習の時間・技術など) ・携帯電話等に関する実態及び意識調査の実施

2. 施策の評価

広報紙等の発行に際し、男女共同参画の視点に配慮して、性別に基づく固定的観念にとらわれないように表現しています。

市における男女共同参画に関する職員研修において、国の男女共同参画の視点からの公的広報の手引き等を活用して、市の発行物等に関する表現の配慮等に対する研修を行いました。

青少年の健全育成を目的に非行の誘因の恐れのある店舗の立入調査等を行っており、平成25年度は前年度に引き続き携帯電話販売店への立入調査の取り組みを強化しました。調査の結果、携帯電話販売店を含むほとんどの店舗で北海道条例を理解していました。また、青少年非行防止に関するリーフレットを作成し、高校生徒に配布するなど、携帯電話等の安全な利用についても啓発をはかっています。

各学校では総合的な学習の時間や技術を中心とし、各教科の学習において情報活用能力の育成をはかっています。また、市内小学校6年生及び中学校3年生を対象とし、携帯電話等に関する調査を行い、各学校に資料として提供しており、以上の状況を勘案し、施策は順調に進んでいると評価します。

施策は順調に進んでいる

A

3. 課題と今後の取り組み方向

今後も、広報紙等の発行に際し、男女共同参画の視点に配慮して、性別に基づく固定的観念にとらわれないように表現し作成します。

また、引き続き、国、北海道等の公的広報のガイドライン(手引き)を活用し、市の発行する出版物等に男女共同参画の視点に配慮するよう各課に周知していきます。

今後も継続して立入調査を実施し、青少年の健全育成の妨げとなる社会環境の改善に努めます。また、スマートフォンなどの情報通信機器を通じた非行などから青少年を守るため、学校や関係機関等との連携をはかりながら啓発活動を進めていきます。

全国的に携帯電話やスマートフォンによるトラブル等が増加していることから、引き続き、学校教育においても、保護者への啓発、児童生徒への注意喚起、指導を積極的に進めていきます。

平成26年度 施策評価表

施策体系	基本目標	I 人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革	主な担当課	青少年課、学校教育指導室、健康推進課、子育て支援課
	基本方向	3 女性の人権を尊重する認識の浸透		
	施策の方向	(1) 性の尊重についての認識の浸透 男女が互いの性を尊重し、生命の尊厳や性に関する正しい知識を身につけ、自覚と責任をもった行動がとれるよう啓発活動の充実をはかります。また、女性の性と生殖に関することなど、自らの健康についての正しい情報提供に努めます。		

1. 目標値による判定(下線は第六期帯広市総合計画と共通する指標)

推進目標		単位	基準値(基準年度) 目標値(目標年度)	判定	実績値(各年度)				
1	配偶者等からの暴力に係る相談件数	件	63件(H19)	a	H22	H23	H24	H25	H26
			89件(H31)		119	155	177	226	
推進目標による判定				a					

2. 推進目標の実績値に対する考え方

「配偶者等からの暴力に係る相談件数」は、前年に比べ49件増加し、目標値を大きく上回っています。DV防止パンフレット等による女性相談窓口の周知やDV防止についての啓発が市民などに浸透し、潜在していた事案が顕在化してきたことが要因と考えられます。

3. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H25年度実績
○男女相互の性の尊重を促すため、学習機会の提供や啓発活動をすすめます。	・有害図書類販売店の立入調査、携帯電話利用上のマナーの啓発チラシ等の配布
○児童生徒が発達段階に応じ生命の大切さを理解し、正しい知識を持ち、自覚と責任をもった行動がとれるよう、学校における適切な性教育をすすめます。	・保健体育を中心とした生命や性に関する指導の実施 ・非行防止教室や薬物乱用防止教室の開催(小学校17校・中学校14校)
○学校において適切な性教育を進めるため、教職員の性教育研修の充実に努めます。	・各学校において、性教育の充実をはかるよう指導(性教育の全体指導計画の作成・見直し)
○HIV／エイズや性感染症について、正しい知識の普及を図るため、啓発を進めるとともに薬物乱用や喫煙、飲酒についてその健康被害に対する正しい情報を提供し、予防を推進します。	・街頭指導等を行う中で喫煙などの不良行為の指導(6人) ・薬物乱用防止パネル・禁煙教育パネルの貸出及び展示による啓発 ・北海道及び薬物乱用防止指導員十勝地区協議会等と協力し、薬物乱用防止活動の実施(パンフレットの設置等) ・さわやか性相談(394件) ・母子健康手帳交付時における禁煙指導(106件)
○家庭や地域において、性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)への配慮がなされるよう健康教育や性に関する相談を行います。	・性に関する健康教育(2回) ・さわやか性相談(394件)

4. 施策の評価

巡回指導による不良行為の被指導者数は少数であり、このうち喫煙については指導数が大幅に減っており、薬物乱用についても指導件数はない状況です。これは、青少年センターが生徒指導連絡協議会などの関係機関・団体と連携し、非行の未然防止に努めた成果と、スマートフォンなどの情報通信機器の利用により青少年の行動範囲が変化しているなどが要因として考えられます。

各学校において非行防止教室や薬物乱用防止教室の実施を通して、生命や性に関する指導の充実をしており、小学校における薬物乱用防止教室の実施も増加してきています。

薬物乱用防止に係る啓発を関係団体等と協力し実施しており、相談事業や健康教育などを通して命の大切さや性に関する指導の充実に取り組んでいます。

配偶者からの暴力に係る相談件数が増加していることなど、性の尊重についての認識がまだ十分浸透しているとは言えない状況であり、推進目標による判定は「a」判定ですが、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる

B

5. 課題と今後の取り組み方向

青少年センターでは巡回指導を実施しているほか、道条例に基づく店舗への立入調査やインターネットの有害サイトへの対応、万引防止、薬物乱用など各種の啓発活動などに取り組んでいますが、近年、青少年の行動が変化してきており、それに対応した巡回体制の構築が必要になっております。また、青少年を育む環境の整備のため各種会議の開催により情報共有をはかり、市民、関係機関・団体、事業者との連携を深め、より一層啓発に努めます。

今後とも、薬物や性に関しての正しい知識を身につけるため、発達段階に応じた指導が求められています。小学校における薬物乱用防止教室の実施の推進などを通して、適切な薬物、性に関する教育を進めていきます。

生きる大切さや性に関する正しい知識や、薬物乱用については、特に若年層を対象に街頭啓発、ポスター・チラシの配布、ホームページへの薬物乱用啓発記事を掲載するなど啓発を進めていきます。

平成26年度 施策評価表

施策体系	基本目標	I 人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革	主な担当課	子育て支援課、工業労政課、健康推進課
	基本方向	3 女性の人権を尊重する認識の浸透		
	施策の方向	(2) 母性の重要性の認識の浸透 母性は、次世代の生命を育む社会的に重要なものであることを正しく理解し、尊重されるよう母性保護に対する意識の啓発に努めます。		

1. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H25年度実績
○家庭や地域において、妊娠・出産という母性の重要性への認識を深めるため、家庭教育や健康教育等の学習機会の提供や訪問指導を実施します。	・母性相談室相談件数(2,118件) ・両親教室の実施(234組) ・育児教室の実施(366組) ・家庭訪問(延訪問件数2,260件)
○各種検診や健康診査を実施するほか、必要に応じて保健指導を行います。	・乳幼児健診(5か月児健診受診率99.1%、10か月児健診受診率92.7%、1歳6か月児健診受診率96.1%、3歳児健診受診率95.1%) ・妊婦健診助成(妊婦一般健康診査延受診者数16,966人、超音波検査延受診者数8,043人)
○働く女性の母性保護に向けた啓発をすすめます。	・関係ポスター、パンフレットの市庁舎での掲示
○HIV／エイズや性感染症について、正しい知識の普及を図るため啓発をすすめるとともに、薬物乱用や喫煙、飲酒についてその健康被害に対する正しい情報を提供し、予防を推進します。	・さわやか性相談(394件) ・母子健康手帳交付時における禁煙指導(106件) ・北海道及び薬物乱用防止指導員十勝地区協議会等と協力し、薬物乱用防止活動の実施(パンフレットの設置等)

2. 施策の評価

妊婦、乳幼児健康診査により、異常の早期発見や母子の健康保持増進をはかるとともに、子育てなどの不安の軽減をはかるために、母性相談や乳幼児に関する相談支援に取り組んでいます。

ハローワーク等との連携により、市のホームページからハローワークマザーズコーナーを紹介し、子育てをしながら就職活動をする方への情報提供を行っています。

薬物乱用防止に係る啓発を関係団体等と協力し実施しており、喫煙・飲酒等に係る予防教育については、要望があった場合にのみ実施しました。また、関連保健事業とのつながりを強化し、禁煙指導・性知識の啓発がはかられています。

以上の状況を勘案し、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる

B

3. 課題と今後の取り組み方向

母性相談室や乳幼児健診などで受ける相談は多様化、複雑化しており、適切な支援のために相談支援体制を充実させていく必要があります。

ハローワーク等との連携により市内事業所への母性保護規定の周知・啓発方法を引き続き検討していきます。

HIVや性感染症、薬物乱用や喫煙、飲酒による健康被害については、特に若年層に対する啓発が必要であり、教育現場との連携が求められています。今後も、北海道等と連携・協力しながら、正しい情報・知識の啓発に努めていきます。また、関連保健事業とのつながりを強化し、より広く性知識の啓発をはかります。

平成26年度 施策評価表

施策体系	基本目標	I 人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革	主な担当課	男女共同参画推進課
	基本方向	4 女性に対するあらゆる暴力の根絶		
	施策の方向	(1) 女性への暴力根絶についての認識の浸透 女性に対する暴力が重大な人権侵害であり、犯罪であるという社会的認識の徹底をはかるため、啓発資料の配布や講座などあらゆる機会を活用して、その予防と根絶に向けた意識啓発に努めます。		

1. 目標値による判定(下線は第六期帯広市総合計画と共通する指標)

推進目標		単位	基準値(基準年度) 目標値(目標年度)	判定	実績値(各年度)				
1	配偶者等からの暴力に係る相談件数	件	63件(H19)	a	H22	H23	H24	H25	H26
			89件(H31)		119	155	177	226	
推進目標による判定				a					

2. 推進目標の実績値に対する考え方

「配偶者等からの暴力に係る相談件数」は、前年に比べ49件増加し、目標値を大きく上回っています。DV防止パンフレット等による女性相談窓口の周知やDV防止についての啓発が市民などに浸透し、潜在していた事案が顕在化してきたことが要因と考えられます。

3. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H25年度実績
○女性に対する暴力が重大な人権侵害であり、犯罪であるという社会的認識の徹底をはかるため、啓発資料の配布や講座などあらゆる機会を活用して、その予防と根絶に向けた意識啓発に努めます。	・デートDV予防講座(3回・947人)、男女共同参画講座(DV防止講座・1回・22人)、DV防止啓発パンフレットの作成・配布(2,500部)、フリーペーパーにDV防止に係る啓発広告掲載(年1回)、女性に対する暴力をなくす運動パネル展開催(1回)

4. 施策の評価

DV防止パンフレット等の配布やフリーペーパーへのDV防止啓発広告の掲載、国の取り組みに合わせた女性に対する暴力をなくす運動パネル展などによる啓発、また、高校生などの若年者に対してデートDV予防講座を開催し、DVの予防と根絶に向けた取り組みを行っています。

DV相談件数が増加していることは、必ずしも好ましいものではありませんが、相談窓口が周知されてきたことにより、潜在被害者の掘り起しや早期の相談につながっており、一定の効果があったものと考えられます。一方で、DV相談は増加傾向にあり、発生そのものを減少させていくことが必要であることから、推進目標による判定は「a」判定ですが、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる	B
--------------	---

5. 課題と今後の取り組み方向

DVに関する相談件数が増加しており、発生そのものを減少させていくことが課題であることから、平成26年度には市内全高校生徒にデートDV防止パンフレットを作成・配布するとともに、引き続き高校生などの若年層を対象としたデートDV予防講座の充実にも努めるほか、国の「女性に対する暴力をなくす運動」と連動したパネル展や講座の開催などによるDV防止の啓発強化にも努めていきます。

平成26年度 施策評価表

施策体系	基本目標	I 人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革	主な担当課	男女共同参画推進課、工業労政課、職員課
	基本方向	4 女性に対するあらゆる暴力の根絶		
	施策の方向	(2) セクシュアル・ハラスメントの防止 雇用の場、教育の場、その他の場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止などについて啓発を進めます。		

1. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H25年度実績
○セクシュアル・ハラスメントや性犯罪など、性の尊重を阻害する要因を取り除くため、防止啓発パンフレットの配布や教材の貸出しによる意識啓発、社会的認識の徹底に努めます。	・セクハラ・パワハラ防止の啓発資料等の作成・配布(事業所雇用実態調査時・1,566社) ・フリーペーパーにセクハラ・パワハラ防止啓発広告掲載(年1回) ・とかちプラザ内女性情報コーナーでのセクハラ防止ビデオの貸し出し ・広報おびひろで男女共同参画に関する事業所意識調査結果を掲載(セクハラに対する事業所の取組状況等を掲載) ・市職員に対するセクシャル・ハラスメントに関する相談窓口を継続して設置するとともに「帯広市セクハラ・パワハラ防止マニュアル」を情報共有システムに掲載し意識啓発に努めた。

2. 施策の評価

セクハラ・パワハラについては、フリーペーパーでの防止啓発広告掲載や平成24年度に実施した男女共同参画に関する事業所意識調査結果の事業所のセクハラに対する取組状況について広報おびひろや事業所への啓発資料等に掲載するなどして周知・啓発に努めています。

また、市役所においては、職員研修を通じ意識啓発に取り組むなどセクハラ・パワハラ防止に向けた取り組みを進めています。

事業所意識調査結果からも依然としてセクハラ対策に取り組んでいない事業所が多くあることがうかがえることから、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる

B

3. 課題と今後の取り組み方向

男女雇用機会均等法により、事業主にはセクハラ対策が義務づけられていますが、事業所意識調査結果ではセクハラ対策に取り組んでいない事業所が半数以上ありました。このことから、市ホームページ情報を充実させ、セクハラ・パワハラ概要や相談窓口情報を掲載し、男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動パネル展での啓発や平成26年度にはセクハラ・パワハラ防止講座を開催するなど、今後も引き続き様々な機会を通じて、セクハラ・パワハラ防止啓発の強化に取り組んでいきます。

また、事業所向けに労働災害ビデオの貸し出しを行っていますが、平成26年度よりセクハラ・パワハラ防止に関する映像教材についても貸し出しを開始しています。

市役所においては、引き続き職員に対する意識啓発に努めるとともに、セクハラ・パワハラ被害にあった際に相談のしやすい環境づくりを進めていきます。

平成25年度 施策評価表

施策体系	基本目標	I 人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革	主な担当課	男女共同参画推進課、こども課、子育て支援課
	基本方向	4 女性に対するあらゆる暴力の根絶		
	施策の方向	(3) 被害者への相談・支援体制の充実 被害者の人権に配慮した相談体制の充実をはかるとともに、自立に向けて適切な支援ができるよう、関係機関等との連携を強化します。		

1. 目標値による判定(下線は第六期帯広市総合計画と共通する指標)

推進目標		単位	基準値(基準年度) 目標値(目標年度)	判定	実績値(各年度)				
1	配偶者等からの暴力に係る相談件数	件	63件(H19)	a	H22	H23	H24	H25	H26
			89件(H31)		119	155	177	226	
推進目標による判定				a					

2. 推進目標の実績値に対する考え方

「配偶者等からの暴力に係る相談件数」は、前年に比べ49件増加し、目標値を大きく上回っています。DV防止パンフレット等による女性相談窓口の周知やDV防止についての啓発が市民などに浸透し、潜在していた事案が顕在化してきたことが要因と考えられます。

3. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H25年度実績
○被害者の人権に配慮した相談の対応や支援体制を整備するため、関係各課によるネットワークの整備に努めるとともに、関係機関と連携をはかりながら効果的な対応に努めます。	・DV防止法関係機関等連絡調整会議参加(十勝総合振興局他関係機関・1回) ・配偶者暴力防止等ネットワーク会議(庁内DV防止法関係14課・1回)
○被害者の安全確保と秘密の保持に十分配慮し、被害者の立場に立った相談体制の強化に努めます。	・女性相談の実施(相談件数 417件、うちDV相談226件) ・ひとり親相談の実施(相談件数 421件)
○配偶者や交際相手等からの暴力による被害女性の保護や、自立支援を行う民間シェルターを運営する団体に対し支援を行うとともに、連携しながら被害者を支援します。	・民間シェルター補助(200千円)
○配偶者などからの暴力が見る虐待に及んでいないか、関係機関との連携をはかりながら適切な対応に努めます。	・児童虐待相談実件数(85件)、24時間電話相談受付(24件)、要保護児童対策地域協議会開催(1回)、個別ケース検討会議開催(75回)、児童虐待防止啓発リーフレットを作成、市内小中学校や保育所等に配布

4. 施策の評価

女性相談員を1名配置し、配偶者等からの暴力などに関する相談を受け、事案によっては個別サポート会議を開催するなど、関係機関や関係各課と連携し、自立支援等を行っています。相談室の設置や市民相談室における女性相談の日を設けるほか、サポートラインの開設などにより相談体制の充実に努めており、相談件数は推進目標の実績にも表れているとおり増加しています。

また、ひとり親相談では、母子自立支援員を1名配置し、母子家庭の生活一般、生活援護、母子寡婦福祉資金、母子の自立に関する相談を受け、自立支援に取り組んでいます。相談件数は、前年から若干の減少が見られるものの、一定の成果があったものと考えられます。

児童虐待については、要保護児童対策地域協議会のケース検討会議の開催等を通じて、関係機関との連携がはかられ、相談窓口も認知されてきたことにより、子どもの発達や子育てについて、虐待に至る前の早期の相談が増えてきています。

以上の状況を勘案し、施策は順調に進んでいると評価します。

施策は順調に進んでいる

A

5. 課題と今後の取り組み方向

DV相談件数は増加傾向にあり、引き続き、関係機関と庁内関係各課が連携し、DV被害者の情報共有をはかりながら、負担軽減に努めていきます。

母子の自立を支援するために、引き続き母子家庭等就業・自立支援事業の利用促進や自立支援制度を周知していくことに努めます。

子育てに不安や悩みを抱えた保護者が誰にも相談できずに虐待が深刻化したり、世代間で連鎖している場合があり、様々なリスクをどのように軽減させていくかが課題となっていて、保護者が気軽に相談しやすい環境づくりを進めるほか、引き続き要保護児童対策地域協議会のネットワークを通じて関係機関との連携協力をはかり、児童虐待の未然防止や早期発見に努めるとともに、再発・深刻化を防止していきます。

平成25年度 施策評価表

施策体系	基本目標	Ⅱ さまざまな分野への男女共同参画の促進	主な担当課	行政推進室、男女共同参画推進課
	基本方向	1 政策・方針決定過程への女性の参画促進		
	施策の方向	(1) 審議会等への女性の参画の促進 市が設置する審議会等への女性の参画拡大をはかり、男女のより多様な意見を反映できる環境づくりや、学習機会の提供などを通じて人材育成をはかります。		

1. 目標値による判定(下線は第六期帯広市総合計画と共通する指標)

推進目標		単位	基準値(基準年度) 目標値(目標年度)	判定	実績値(各年度)				
1	審議会等への女性の参画率	%	31.5%(H19)	c	H22	H23	H24	H25	H26
			40.0%(H31)		34.5	34.8	34.6	33.8	
推進目標による判定				c					

2. 推進目標の実績値に対する考え方

「審議会等への女性の参画率」は、33.8%で前年より0.8ポイント低下し、目標値を1.4ポイント下回りました。専門分野に女性の学識経験者が少ないことなどにより、委員改選で女性委員が減少したことが主な要因です。

3. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H25年度実績
○審議会委員等へ積極的に女性を登用するよう促します。	・各種審議会等委員への女性登用状況調査・附属機関に関する調査(各年1回実施)において、審議会等への女性の登用促進について、各課へ周知・啓発
○地域などで活躍している女性に関する人材情報を収集し、審議会などへの情報提供を行います。	・女性団体等の情報収集・提供 ・女性人材バンクによる女性人材情報の提供(H25年度末登録数 団体3・個人9)
○各種講座を実施し行政施策に対する女性の関心を高めるとともに、研修などにより女性の人材育成を行います。	・男女共同参画セミナー(1回・297人)、男女共同参画講座(4回・134人)、社会参画支援講座(2回・83人)、男女共同参画推進員活動(札幌市研修3人)

4. 施策の評価

各種審議会等委員への女性登用状況調査・附属機関に関する調査(各年1回実施)において、審議会等への女性の登用促進について、各課へ周知・啓発を行っています。
女性人材バンクを平成25年3月に開設し、女性の人材情報の提供を行っていますが、登録数が少なく活用がまだ、あまりされていない状況です。
また、各種講座・研修を行って女性の人材育成に努めています。
これらの取り組みを行っていますが、推進目標である「審議会等への女性の参画率」は前年度より低下し、さらに平成25年度の目標値に届かず「c」判定であることから、施策はあまり進んでいないと評価します。

施策はあまり進んでいない

c

5. 課題と今後の取り組み方向

審議会等への女性の登用促進については、各課への働きかけなどを行っていますが、職指定や団体推薦等の選出方法を行った場合に進みにくいという課題があります。

審議会等の改選時期に、委員の推薦依頼を行う際、女性の登用について具体的に協力要請を行うよう各課へ働きかけていくとともに、女性人材バンクの登録情報の充実と活用を推進して、審議会等への女性の参画率の向上に努めます。

平成26年度 施策評価表

施策体系	基本目標	Ⅱ さまざまな分野への男女共同参画の促進	主な担当課	工業労政課、職員課
	基本方向	1 政策・方針決定過程への女性の参画促進		
	施策の方向	(2) 方針決定過程における女性の参画の促進 女性の視点や意見を反映させることで、多様な価値観に立った組織運営や社会全体の活性化につながることから、積極的に女性の採用や職域の拡大がはかれるよう企業などへ働きかけます。		

1. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H25年度実績
○企業における方針決定の場に女性が参画できるよう、調査などの機会を通じて理解の促進に努めます。	・事業所雇用実態調査票送付(1,566社)
○市女性職員の職域拡大や管理職への登用に努めます。	・市職員の管理職の女性割合10.8%(H25.4.1現在)

2. 施策の評価

市内の1,500社以上の事業所を対象に毎年事業所雇用実態調査を実施し、その調査結果を事業所に送付し、男女雇用機会均等法による雇用管理の見直し状況等をお知らせすることで、男女共同参画についての意識啓発を行っており、昭和49年から継続して取り組んでいます。

市役所においては、人事異動等を通じ女性職員の職域の拡大や登用に取り組んでおり、女性管理職比率は増加しています。

以上の状況を勘案し、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる

B

3. 課題と今後の取り組み方向

企業における方針決定の場に女性が参画できるよう、平成26年度以降は事業所雇用実態調査において、女性の管理職についての調査を実施することにより、市内の状況の把握に努め、女性の活躍する場の拡大をはかっていくなど、今後も引き続き市内事業所の意識啓発に取り組めます。

また、市役所においては、女性職員が占める割合が増加する中、女性職員の職域拡大や管理職登用について今後とも機会を通じて取り組んでいきます。

平成26年度 施策評価表

施策体系	基本目標	Ⅱ さまざまな分野への男女共同参画の促進	主な担当課	農政課、男女共同参画推進課
	基本方向	1 政策・方針決定過程への女性の参画促進		
	施策の方向	(3) 農業経営活動への女性の参画支援 帯広市の農業に従事している女性は、農業経営をはじめ農産物の加工や販売などに積極的に参加してきているが、さらに地域や経営を担うなど、パートナーとしての役割を発揮できるよう支援体制の充実をはかります。		

1. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H25年度実績
○農業経営における女性の地位を明確にするため、家族経営協定などの取り組みをすすめるとともに、女性の農業技術、経営技術向上のための研修を実施します。	・経営における女性の参加促進(家族経営協定の締結促進)(農家戸数713戸のうち、締結215戸) ・各種研修会等の実施(新規就農者コース研修に女性2人(市内)、農畜産物加工施設バス視察研修に女性3人(市内)、十勝地域農業者合同研修会に女性2人(市内)参加) ・農業者グループ活動助成事業(助成団体3団体全ての構成員に女性メンバーが含まれている。)
○農業に関連する加工や販売などの起業を推進します。	・帯広市農産物小規模加工研究会による農村女性を中心とした活動の展開 ・社会参画支援講座(農村地区での起業支援講座・1回・18人)
○農業関係組織における女性委員枠の創設や拡大を促します。	・人・農地プラン検討会(委員5人中2人女性) ・社会参画支援講座(2回・83人)、男女共同参画推進市民会議(農業関係団体推薦委員2人)

2. 施策の評価

農業者グループ活動助成事業では、助成を行った3団体全ての構成員に女性が含まれているほか、新規就農者コース研修では市内受講者6人中女性2人、農畜産物加工施設バス視察研修では市内参加者10人中女性3人、十勝地域農業者合同研修会では市内参加者11人中女性2人が参加しており、農産物小規模加工研究会においては、28人中27人が女性です。また、人・農地プラン検討会での女性委員の参画や家族経営協定の締結数が一定程度維持されています。

また、農村地域での女性の起業に関する社会参画支援講座を開催し、起業を推進しています。

以上の状況を勘案し、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる

B

3. 課題と今後の取り組み方向

農業研修等の活動に女性も積極的に参加するよう促進するほか、協議会等での役員等についても積極的に参画していただけるよう推進をはかっていきます。

また、農村地区等で女性の社会参画を支援する講座などを今後も開催していくとともに、男女共同参画推進市民会議に農業関係団体推薦の委員に参加していただき、男女共同参画推進等の意見を伺っていくとともに、男女共同参画推進の取り組みなどの情報提供を引き続き行っていきます。

平成26年度 施策評価表

施策体系	基本目標	Ⅱ さまざまな分野への男女共同参画の促進	主な担当課	市民活動推進課、男女共同参画推進課、総務課、企画総務課、生涯学習課、健康推進課、農政課、障害福祉課
	基本方向	2 地域社会への男女共同参画の促進		
	施策の方向	(1) 社会活動への参加促進 男女が協力し合い、バランス良く地域活動に参加できるよう推進するとともに、子育てや介護、仕事をしている人、障害者も参加しやすい環境の整備をはかります。		

1. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H25年度実績
○地域活動に男女がバランスよく参加できるよう、地域の理解促進に努めます。	・帯広市町内会連合会と連携し、「町内会活性化マニュアル」を発行 ・男女共同参画推進員による出前講座(地域で活動する団体等4回・129人)、男女共同参画情報誌の町内会への回覧、男女共同参画セミナー(1回・167人・子育て・地域活動に関するセミナー)、男女共同参画講座(地域活動に関する講座・1回・53人)
○子育て世代の人たちが利用しやすい公共施設の環境づくりに努めます。	・市庁舎1～3、5、11階の多目的トイレ内に設置しているベビーシート、同階の女子トイレ内、戸籍住民課記載台に設置しているベビーキープを維持管理 ・栄小学校の校舎改築に伴い、多目的トイレ内にユニバーサルシート、ベビーチェアを設置 ・とかちプラザ(託児室、授乳室、親子室の設置、年間託児人数642人、年間稼働日数170日) ・保健福祉センター(施設利用者からの意見を基に改善を実施)
○各種会議や講座を夜間や休日に開催するなど、参加しやすい環境を整えます。	・男女共同参画推進市民会議・各種講座等での託児の実施 ・男女共同参画講座・社会参画支援講座等の夜間・休日開催 ・市民向け講座(帯広市民大学講座)で夜間または休日開催講座数(37回)
○女性や障害者が地域・社会活動に幅広く参加できるよう、学習機会を提供し、参加の促進に努めます。	・農村地域活動への女性参画推進(地域づくり活動の推進)(人・農地プラン検討会の委員5人中2人女性) ・農村女性のつどい等への参加促進(帯広市農産物小規模加工研究会道内視察研修(本別町・音更町 農村女性12人参加) ・かっぱ水泳教室27人、プール開放事業67人、視覚障害者リハビリ事業98人、聴覚障害者パソコン教室10人、市民活動プラザ六中利用者47,730人

2. 施策の評価

帯広市町内会連合会と連携して作成した「町内会活性化検討委員会報告書」や「町内会活性化マニュアル」の中で、女性役員の登用を提言するなどした結果、女性の町内会長は、平成25年度末で19町内会となっており、一定の効果が表れているものと考えます。

地域で活動している団体等と連携した地域活動に関するセミナーや講座を開催し、平成25年度から新たに町内会への男女共同参画情報誌の回覧を行うなど、男女共同参画の啓発を行っています。

市庁舎では多目的トイレのベビーシートや女性用トイレなどのベビーキープを設置しており、栄小学校の校舎改築に伴い、多目的トイレ内にユニバーサルシート、ベビーチェアを設置しました。また、とかちプラザでは託児室や授乳室の設置、保健福祉センターでは施設利用者からの意見を基に、安全管理のため、エレベーターアナウンスの追加や総合案内窓口へのチャイルドチェアの設置などを行い、子育て世代の人たちなどが安全で利用しやすい公共施設の環境づくりに努めています。

各種会議や講座について、会議や講座の内容などを考慮して、託児や夜間・休日開催を行うなど、参加しやすい環境づくりを行っています。

農村地域においては、人・農地プラン検討会の委員5人中2人が女性であり、農産物小規模加工研究会道内視察研修では12人の女性の参加があるなど、地域・社会活動の取り組みにおいて女性の参画が進んでいます。

また、障害のある人の社会参加促進事業としての各種教室の実施や障害福祉の活動拠点である市民活動プラザ六中の平成25年度利用者が前年に比べて6,899人増加しており、地域での支え合い活動や障害のある人と地域住民とが一体となった取り組みが徐々に浸透してきていると考えられ、社会参加が着実に進んでいます。

以上の状況を勘案し、施策は順調に進んでいると評価します。

施策は順調に進んでいる

A

3. 課題と今後の取り組み方向

女性町内会長は増加してきたものの、女性役員の登用率はまだ低い状況にあることから、「町内会活性化マニュアル」を活用しながら、様々な地域社会活動において、男女がバランスよく参加できるよう、活動しやすい環境づくりや理解促進に努めます。

また、地域で活動している団体等に男女共同参画推進員による出前講座や男女共同参画情報誌の町内会回覧を行うなど、男女共同参画の啓発を引き続き行っていきます。

市庁舎においては、引き続き来庁者(特に子供を連れた親)の利便性の向上のため、ベビーシート・ベビーキープの維持管理を実施していきます。

学校施設においては、改築、改修時にあわせ、子育て世代が利用しやすい環境整備に努めます。

とかちプラザにおいては、託児室や授乳室を設置し、引き続き、子育て世代の市民の多様な社会参加を支援します。

保健福祉センターにおいては、施設の老朽化に伴い、修繕が必要な箇所が散見されていることから、今後も計画的な修繕を行うとともに、利用者からの意見を基に施設環境の改善を行い、利用しやすい環境づくりに努めます。

農村地区における、地域づくり活動の推進やつどい等への参加推進を引き続き行っていきます。

障害のある人の参加者の固定化が課題となっていますが、事業内容の見直しや関係機関・団体との連携をはかりながらさらなる社会参加の促進に取り組みます。

平成26年度 施策評価表

施策体系	基本目標	Ⅱ さまざまな分野への男女共同参画の促進	主な担当課	青少年課、市民活動推進課、健康推進課
	基本方向	2 地域社会への男女共同参画の促進		
	施策の方向	(2) ボランティア活動の促進		
		地域における様々な活動に男女が等しく参加できるよう情報の収集・提供に努め、活動しやすい環境づくりをすすめます。		

1. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H25年度実績
○ボランティア活動への参画を促すとともに活性化をはかるため、人材の交流・養成、情報の収集・提供、学習機会の提供を行います。	・市内全小学校において「子どもの居場所づくり」事業実施(参加児童数23,933人、企画・運営は、地域住民によるボランティア団体等が行っており、団体の代表による運営委員会を開催し(年3回)、情報提供並びに情報交換等を実施) ・ボランティアのスキルアップのためボランティア養成講座を実施(年1回) ・市内コミュニティセンター8か所と大正トレーニングセンターに「協働コーナー」を配置し、簡易印刷機・作業台、掲示板を設置 ・市役所3階に「コミュニティルーム」を配置し、パソコン・プリンタ、簡易印刷機、情報誌、会議テーブルを設置 ・まちづくりワークショップ開催(2回) ・H24.11月に市ホームページ内「市民協働アクション」を開設し、ボランティア募集等の情報を発信(登録団体72件)
○ボランティア活動に関する窓口を活用し、相談やボランティア活動の促進をはかります。	・市民活動交流センター内に市民活動情報室及び会議室並びに作業室を設置、情報室に市民活動相談員を配置
○NPO活動促進のための情報提供や相談機能を整備します。	・市民活動交流センター内に、市民活動情報室及び会議室並びに作業室を設置、情報室に市民活動相談員を配置
○食生活改善・運動推進リーダーの育成に努めます。	・食生活改善推進員(育成:74人、養成:16人)、健康づくり推進員(育成:51人、養成:14人)

2. 施策の評価

子どもの居場所づくり事業は、平成25年度に6校新規開設し、市内全小学校での実施を達成しました。この事業は、地域住民等によるボランティア団体によって企画・運営が行われており、開設箇所の増加とともにボランティア数も増加しています。

ボランティアや市民活動の促進のために、市民活動交流センター内に、女性の市民活動相談員を配置するほか、市庁舎・コミセンにも市民活動のための会議室や作業室を整備し、ボランティアや市民活動を志す方や実践者へのアドバイスや場所の提供に男女共同参画に配慮しながら取り組んでおり、市民活動交流センターの市民活動情報室・会議室・作業室の利用者数は、平成25年度で1,448件と利用件数が増加しています。

毎年、食生活改善推進員と健康づくり推進員の養成講座を行い、自らの健康意識を高めると共に、地域の健康づくり活動に貢献しています。

以上の状況を勘案し、施策は順調に進んでいると評価します。

施策は順調に進んでいる

A

3. 課題と今後の取り組み方向

子どもの居場所づくり事業の担い手となるボランティアを増やすため、学校・ボランティア団体等との連携を深めるとともに、ボランティア養成講座の内容充実などにより、地域住民が参加しやすい環境づくりを進めます。

ボランティアや市民活動団体の一部において、会員の高齢化や固定化などにより活動の広がりが停滞している状況もあることから、豊富な知識や経験を有するアクティブシニアや元気と活力のある若者などの新たな担い手が、ボランティアや市民活動など地域における様々な活動において男女が等しく参加できるよう情報の収集・提供に努め、活動しやすい環境づくりを進めます。

食生活改善推進員・健康づくり推進員の中には、働いている方や家族の介護などが理由で退会される方も多く、活動できる会員が少ないのが課題であり、一定の定着率を維持できるよう、幅広い層に呼びかけ今後も養成・育成を行っていきます。

平成26年度 施策評価表

施策体系	基本目標	Ⅱ さまざまな分野への男女共同参画の促進	主な担当課	男女共同参画推進課、農政課、生涯学習課
	基本方向	2 地域社会への男女共同参画の促進		
	施策の方向	(3) 地域リーダーの養成 地域活動で中心的な役割を果たしている女性が、男女の性差に関わりなくリーダーシップを発揮できる環境づくりをすすめるために、男女共同参画を推進する団体・グループ等を支援し、地域リーダーの養成に努めます。		

1. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H25年度実績
○各種団体などにおいて女性がリーダーとして活躍することができるよう、研修機会の拡大に努めます。	・男女共同参画推進員活動(13人、札幌市研修3人) ・各種研修会等の実施(新規就農者コース研修に女性2人(市内)、農畜産物加工施設バス視察研修に女性3人(市内)、十勝地域農業者合同研修会に女性2人(市内)参加) ・農業者グループ活動助成事業(助成団体3団体全ての構成員に女性メンバーが含まれている。)
○男女共同参画に関し理解を深めるための研修の支援に努めます。	・男女共同参画推進員活動(札幌市研修3人)
○男女共同参画推進団体などへの活動支援を行います。	・とかちプラザ内に団体交流室・女性情報コーナーの設置

2. 施策の評価

男女共同参画に関し理解を深め、女性が団体等においてリーダーとして活躍することができるよう、市民協働のパートナーである男女共同参画推進員の研修や平成25年度は帯広市町内会女性部連絡会との共同開催による男女共同参画講座を開催するなど研修機会の提供に努めています。推進員については減少傾向にあります。 農業者グループ活動助成事業では、助成を行った3団体全ての構成員に女性が含まれているほか、新規就農者コース研修では市内受講者6人中女性2人、農畜産物加工施設バス視察研修では市内参加者10人中女性3人、十勝地域農業者合同研修会では市内参加者11人中女性2人が参加しているなど女性の参画が進んできています。 また、とかちプラザ内に団体交流室を設置し、団体の交流促進を行ったほか、女性情報コーナーに団体活動ファイルを配置し、団体活動の情報提供や学習と交流の場を提供しており、以上の状況を勘案し、施策はある程度進んでいると評価します。	
施策はある程度進んでいる	B

3. 課題と今後の取り組み方向

男女共同参画推進員については、活動を行う推進員が、新規登録はあるものの、全体では減少傾向にあることから、様々な機会を通じて活動する方を増やすよう呼びかけるとともに、活動内容についても検討を進めていきます。また、男女共同参画講座等を通して女性のエンパワーメントをはかっていきます。 各種農業研修会などに女性が積極的に参加するよう推進をはかっていきます。 継続して、とかちプラザの団体交流室や女性情報コーナーにおいて、団体の交流促進や各種情報・学習機会の提供を進めていきます。

平成26年度 施策評価表

施策体系	基本目標	Ⅱ さまざまな分野への男女共同参画の促進	主な担当課	親善交流課、男女共同参画推進課、健康推進課
	基本方向	2 地域社会への男女共同参画の促進		
	施策の方向	(4) 国際交流・国際協力の促進 男女共同参画の国際的な取り組みを地域からすすめていくため、海外の男女共同参画に関する情報の収集、提供に努め、外国人との積極的な交流を通して、広い視野と国際感覚豊かな人材を育成します。		

1. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H25年度実績
○男女共同参画が国際的な取組であることを踏まえ、社会教育などにおいて国際理解を深める教育を推進します。	・国際交流員の学校訪問(実施時限数76、実施学校数15) ・国際姉妹都市・国際友好都市との交流事業
○市内在住外国人との交流を通じた地域住民の国際性の涵養など、国際理解や国際協力の促進に努めます。	・世界のともだち(2,000人)、森のハロウィーン(1,500人)、外国人講師派遣(1,067人) ・外国文化紹介講座(569人)
○男女共同参画に関する国際的な情報の収集・提供を行います。	・男女共同参画に関する国際的な情報の収集・提供 ・男女共同参画週間パネル展(1回)
○(独)国際協力機構(JICA)への支援を行います。	・国際協力トークイベントの共催実施 ・JICA(地域別研修)「アフリカ地域 女性指導者のための健康と栄養改善」(6日間の日程で帯広市の母子・成人保健事業、福祉事業を学び、食生活改善推進員と健康づくり推進員の交流会を実施(10人))

2. 施策の評価

地域の国際化の涵養・醸成をはかるため、国際姉妹都市・友好都市との高校生相互派遣や森の交流館・十勝を活動拠点として、国際交流員、留学生、JICA研修員をはじめとする在住外国人との各種交流事業を通して、国際理解を推進しています。長年にわたる複数媒体による地道な広報活動の実施や各種交流事業を通して、国内・国外の姉妹都市との交流や、国際交流・国際協力活動に対する理解や関心の裾野が、一定程度広がってきているものの、交流の機会や関わりが少ないこともあり、各層への幅広い認知にはなお工夫が必要と考えています。

JICA(地域別研修)「アフリカ地域 女性指導者のための健康と栄養改善」では、6日間という限られた日程の中で、講義や実習、見学等を通して、帯広市の母子・成人の保健事業について理解を深め、研修員からも、この研修で学んだことを自国での保健事業に結びつけたいという声を頂いています。また、ボランティア団体である食生活改善推進員や健康づくり推進員との交流会もあり、地域ボランティアという存在に感動していました。

男女共同参画に関する国際的な情報については、内閣府からの情報やインターネットなどを通じて情報収集するとともに、とかちプラザの女性情報コーナーや男女共同参画週間パネル展等で情報提供しており、以上の状況を勘案し、施策は順調に進んでいると評価します。

施策は順調に進んでいる

A

3. 課題と今後の取り組み方向

親善交流事業については、市民の自主的な活動を促進してきた結果、参加は徐々に広がっていますが、森の交流館・十勝を活用した、市民による自発的な活動の機会が十分でないことが課題となっています。在住外国人と地域住民の自発性を徐々に喚起し、森の交流館・十勝を拠点とした自発的な活動や交流に発展させ、国際交流ボランティア活動などへの参画につなげていきます。

JICA(地域別研修)「アフリカ地域 女性指導者のための健康と栄養改善」では今後も研修員が求めている情報をお知らせできるよう、研修の充実に努めていきます。

今後も男女共同参画に関する国際的な情報を収集し、男女共同参画情報誌、女性情報コーナー、男女共同参画週間パネル展など様々な手段で情報提供に努めていきます。

平成26年度 施策評価表

施策体系	基本目標	Ⅱ さまざまな分野への男女共同参画の促進	主な担当課	総務課、高齢者福祉課、消防本部
	基本方向	2 地域社会への男女共同参画の促進		
	施策の方向	(5) 防災分野における男女共同参画の推進 災害時には、女性、高齢者等の被災が多いため、男女のニーズの違いを把握する必要があり、被災・復興状況における女性や高齢者などをめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備をはかります。		

1. 目標値による判定(下線は第六期帯広市総合計画と共通する指標)

推進目標		単位	基準値(基準年度) 目標値(目標年度)	判定	実績値(各年度)				
1	審議会等への女性の参画率	%	31.5%(H19)	c	H22	H23	H24	H25	H26
			40.0%(H31)		34.5	34.8	34.6	33.8	
推進目標による判定				c					

2. 推進目標の実績値に対する考え方

「審議会等への女性の参画率」は、33.8%で前年より0.8ポイント低下し、目標値を1.4ポイント下回りました。専門分野に女性の学識経験者が少ないことなどにより、委員改選で女性委員が減少したことが主な要因です。

3. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H25年度実績
○防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に努めます。	・女性委員2人を新たに加えて、帯広市防災会議の開催(委員27人中女性委員3人11.1%)(2回開催) ・市民からの市の防災対策について意見を募る「市民防災・減災懇話会」の開催(委員17人中女性委員5人:29.4%)(2回開催)
○女性等の視点や知識を活かした避難所の運営などに努めます。	・避難所生活における女性に対するプライバシーを配慮し、間仕切り出来るパーティションを導入
○男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備や、防災意識の普及・啓発をすすめます。	・町内会等への出前講座を通じて、男女のニーズの違いに立った防災啓発の実施 ・「緊急時連絡カード」の配布
○消防団における女性の参画を促進します。	・女性消防団員(桜華分団) 実員20人

4. 施策の評価

防災訓練等での男女のプライバシーに関する配慮や、市民に対してのニーズに関する防災啓発などを中心に行ったほか、防災会議条例を改正し、新たに2人の女性を防災会議委員として任命し、女性の参画に努めました。(委員27人中女性委員3人 11.1%)

災害時など急を要する事態が発生した際に、落ち着いて必要な連絡を行えるように「緊急時連絡カード」の配布を行っています。

女性消防団員については、平成24年度末に1名退団したものの、団員の紹介によりすぐに1名が入団し、定員20名に対し実員20名での活動を維持しています。欠員となれば縁故知人等の紹介により入団している状況です。

以上の状況を勘案し、推進目標による判定は「c」判定ですが、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる

B

5. 課題と今後の取り組み方向

市の防災対策について、市民からの意見を募るために平成24年度から設置した、「市民防災・減災懇話会」は、平成25年度末で委員の任期が終了となりましたが、平成26年度以降についても、女性の意見など幅広く反映するために、引き続き継続していきます。

本市の総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合や、65歳以上の単身世帯数が増加傾向にある中、災害時にひとりでの避難が困難な災害時要援護者も増加していくと思われます。今後はひとり暮らし高齢者宅を定期訪問している地域包括支援センターと情報共有し、災害時要援護者の把握と啓発活動、登録の取り組みを進めます。

女性消防団員数については充足されておりますが、欠員が生じた場合は、団員による勧誘や紹介、市広報誌やホームページ等のメディアによる入団促進PRを実施していきます。

平成26年度 施策評価表

施策体系	基本目標	Ⅱ さまざまな分野への男女共同参画の促進	主な担当課	企画課、観光課、環境都市推進課、市民活動推進課
	基本方向	2 地域社会への男女共同参画の促進		
	施策の方向	(6) まちづくりにおける男女共同参画の促進 女性の視点や豊かな知識・経験がより広く活かされるよう、観光、環境分野などまちづくりにおける女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点に立った各分野での新たな取り組みをすすめます。		

1. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H25年度実績
○地域や学校などでユニバーサルデザイン教室、講演会、出前講座を実施し、ユニバーサルデザインの意識啓発に努めます。	・UD教室・講座の開催(4回・272人)
○帯広のまつり推進委員会や観光ボランティアガイド等への女性の参加を推進し、観光振興のまちづくりをすすめます。	・帯広のまつり推進委員会 24人中女性2人 ・観光ボランティアガイド 15人中女性9人
○環境に係る知識や意識を高める場として、講習会や出前環境教室など環境教育活動を行うとともに、環境情報の提供に努めます。	・出前環境教室(38件、1,296名参加) ・環境パネル展、市ホームページ、とかち・市民「環境交流会」における環境情報の提供
○市民協働のまちづくりを推進するため、市民団体のまちづくりに関する事業を支援します。	・市民提案型協働のまちづくり支援事業 応募団体数17団体(採択13団体)

2. 施策の評価

幅広い年代を対象としたUD講座の実施などを通じて、UDの意識啓発をはかっており、平成25年度は新たに認知証サポーター養成講座との合同講座を開催するなど、講座の開催機会拡大などに努めています。こうした取り組みの結果、市民の意識向上には一定の効果があがっているものの、まだ十分ではないと考えます。

帯広のまつり推進委員会には各種関係団体の長が就任していることから女性の就任数が少なくなっており、前年度と比較して1人減となったものの大きな変更はありませんでした。また、観光ボランティアガイドについては、前年度と比較して人数に大きな変更はなく、会員の半数以上の女性が観光振興に寄与しています。

出前環境教室については、平成12年度から開始し、平成25年度末までに累計309件、15,770名の参加者となりました。環境情報については、市ホームページやとかち・市民「環境交流会」(H14～)、環境パネル展(H23～)において継続した環境情報の提供に努めてきました。出前環境教室については参加型に、環境情報についてはイラストや図表を活用するなど、わかりやすく記憶に残るよう工夫してきました。

市民提案型協働のまちづくり支援事業の応募件数は順調に推移しており、地域・福祉・文化など様々な分野で女性の提案も多く、男女共同参画の視点に立った提案の応募もされています。また、市民で構成される審査選考委員会にも女性委員が2名参加し、女性の視点からの豊かな知識と経験を活かした審査や助言が行われており、市民協働のまちづくりにおける男女共同参画の取り組みは一定程度の成果があったものと考えます。

以上の状況を勘案し、施策はある程度進んでいると判断します。

施策はある程度進んでいる

B

3. 課題と今後の取り組み方向

帯広市だけでは、市民の意識の向上に向けた周知などの取り組みに限界があることから、UDに関連する活動を行う民間団体とも連携した取り組みを検討するなど、より効果的・効率的な周知に努めます。

帯広のまつり推進委員会役員の女性の参画率が低いことから、女性が参画しやすい仕組みづくりを引き続き検討していきます。また、観光ボランティアガイドについては、会員の半数以上が女性ですが、会員数自体は少なく横ばいであるため、周知活動の強化をはかっていきます。

出前環境教室の実施や環境情報の提供に当たっては、わかりやすく各家庭での実践に結びつくよう工夫していきます。

市民提案型協働のまちづくり支援事業のさらなる認知度向上をはかり、より幅広い分野で男女共同参画の視点に立った多くの提案が集まるよう周知啓発に努めます。

平成26年度 施策評価表

施策体系	基本目標	Ⅲ 男女がともに働きやすい環境づくり	主な担当課	男女共同参画推進課、子育て支援課、工業労政課、職員課
	基本方向	1 男女がともに働くための環境整備		
	施策の方向	(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透 仕事と家庭生活の両立についての意識啓発をすすめるため、働き方や固定的な性別役割分担の意識を見直し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)をとりながら暮らすことの大切さについての啓発に努めます。		

1. 目標値による判定(下線は第六期帯広市総合計画と共通する指標)

推進目標		単位	基準値(基準年度) 目標値(目標年度)	判定	実績値(各年度)				
1	育児休業制度を規定している事業所の割合	%	25.2%(H19)	a	H22	H23	H24	H25	H26
			31.0%(H31)		33.1	29.9	44.3	47.3	
推進目標による判定				a					

2. 推進目標の実績値に対する考え方

「育児休業制度を規定している事業所の割合」は、47.3%で前年より3ポイント上昇し、目標値を大幅に上回っています。改正育児・介護休業法の全面施行や子育て応援事業所等への支援策により、事業所において制度導入が広がっていることが要因として考えられます。

3. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H25年度実績
○仕事と育児、介護など家庭生活との両立に関する意識啓発を行い、両立のための制度の定着促進に努めます。	・男女共同参画セミナー(1回・297人)、男女共同参画講座(ワーク・ライフ・バランス講座・1回・22人)、男女共同参画情報誌の発行(年2回・各3,000部)、ワーク・ライフ・バランスに係る啓発資料等の配布(事業所雇用実態調査時・1,566社)、フリーペーパーにワーク・ライフ・バランス啓発広告掲載(年1回)、広報おびひろに男女共同参画に関する事業所意識調査結果を掲載 ・子育て応援事業所登録制度 登録事業所数 212事業所 ・子育て応援事業所促進奨励金 交付 23社64人
○市役所における育児休業・育児短時間勤務及び、部分休業制度をすすめます。	・特定事業主行動計画に基づき育児休業等の制度周知を実施

4. 施策の評価

子育て応援事業所の登録件数は、登録要件を緩和したことやチラシの作成、職員による事業所訪問等により、年々増加してきています。
また、市内事業所における育児休業制度の普及と子育てしやすい環境整備を推進するため、子育て応援事業所促進奨励金の周知に努め、利用促進に取り組んでいます。
このほか、事業所雇用調査時の啓発資料等の配布や、フリーペーパーによる啓発広告、男女共同参画に関する事業所意識調査結果の広報おびひろへの掲載、情報誌の発行、セミナー・講座などを行い、ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透に努めていますが、平成24年度に実施した男女共同参画に関する事業所意識調査や平成25年度の市民意識調査の結果からは、まだ事業所等における普及・浸透が十分に進んでいない状況がうかがえます。
市役所においては、職員、嘱託職員ともに育児休業等の利用実績があり、着実に育児休業等の制度浸透がはかられてきています。また、育児休業が長期となる職場については、状況に応じ正職員や臨時職員の配置を行い、利用しやすい環境づくりをはかってきています。
以上の状況を勘案し、推進目標による判定は「a」判定ですが、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる

B

5. 課題と今後の取り組み方向

育児休業制度の導入は広がってきているものの、小規模の事業所等において導入があまり進んでおらず、依然としてワーク・ライフ・バランスの普及・浸透がなかなか進んでいないことが課題となっています。

子育て応援事業所の登録数は順調に増加していますが、応援事業所の周知方法や従業員向けサービスを行う事業所の登録拡大への取り組みが十分とはいえないため、引き続きそれらの取り組みを進めていくとともに、今後も継続して子育て応援事業所促進奨励金の周知に努め、利用促進に取り組んでいきます。

また、男女共同参画に関する事業所意識調査や市民意識調査の結果等を活用し、関係団体と連携して育児休業制度の導入促進などに関するセミナーや講座等を実施することにより、働きやすい職場環境づくりに向けて、事業所等に対してワーク・ライフ・バランスの普及・浸透を進めていきます。

市役所においては、今後も育児休業等の制度を利用しやすい職場環境づくりのため、適切な職員の配置を引き続き進めていきます。また、平成27年3月31日までの時限立法であった次世代育成支援対策推進法が10年間延長されたことに伴い、特定事業主行動計画の改定が必要となっています。

平成26年度 施策評価表

施策体系	基本目標	Ⅲ 男女がともに働きやすい環境づくり	主な担当課	こども課、青少年課、子育て支援課、工業労政課、男女共同参画推進課
	基本方向	1 男女がともに働くための環境整備		
	施策の方向	(2) 育児支援体制の充実 保護者の多様な就業形態に対応した保育サービスを充実し、男女が子育てと仕事を両立できるよう支援体制の充実をはかります。また、ひとり親家庭への支援とともに、子育てしやすい環境を整備するために事業主や地域に働きかけます。		

1. 目標値による判定(下線は第六期帯広市総合計画と共通する指標)

推進目標		単位	基準値(基準年度) 目標値(目標年度)	判定	実績値(各年度)				
1	育児休業制度を規定している事業所の割合	%	25.2%(H19)	a	H22	H23	H24	H25	H26
			31.0%(H31)		33.1	29.9	44.3	47.3	
推進目標による判定				a					

2. 推進目標の実績値に対する考え方

「育児休業制度を規定している事業所の割合」は、47.3%で前年より3ポイント上昇し、目標値を大幅に上回っています。改正育児・介護休業法の全面施行や子育て応援事業所等への支援策により、事業所において制度導入が広がっていることが要因として考えられます。

3. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H25年度実績
○保護者の働き方の多様化に対応した、延長保育や休日保育、病児・病後児など多様な保育サービスの充実に努めます。	・低年齢児保育 全保育所26所中、23所で乳児(0歳)受入れを実施 入所人数は0歳216人、1-2歳774人(3/31現在) ・延長保育 全保育所で実施(公立保育所10ヶ所、私立保育所(園)16ヶ所) 延利用人数は50,893人(夜間保育所を除く) ・夜間保育 すいせい保育所(私立)1所 入所人数29人(3/31現在) ・病後児保育 認可外保育施設2所で実施 延利用人数107人 ・休日保育 すずらん保育所(市立)で実施 延利用人数882人 ・一時保育 全保育所26所中、3施設で実施 利用人数は、すずらん保育所(市立)2,251人、豊成保育所(市立)2,348人、こでまり保育園(私立)3,023人 ・ショートステイ 児童養護施設十勝学園にて実施 利用延日数49日、延利用人数8人
○男女が育児と仕事を両立できるよう、小学校低学年児童などを対象に放課後児童対策を推進します。	・児童保育センター26所で実施 入所人数1,550人 ・市内全小学校において「子どもの居場所づくり」事業実施(参加児童数23,933人)(小学校の放課後及び土曜日等に実施) ・子ども110番の家 設置数 1,179件
○子育てを社会全体で支援するために、ひとり親家庭の支援や子育て応援事業所登録制度などを推進します。	・子育て応援事業所登録制度 登録事業所数 212事業所 ・ファミリーサポートセンター事業(会員数116人、援助活動件数33件) ・ひとり親家庭等日常生活支援事業 一時的に子育て支援や生活援助が必要なひとり親家庭に家庭生活支援員(ヘルパー)を派遣(利用世帯 5世帯)

○地域子育て支援センターや地域で活動する子育て応援ボランティアによる育児支援を行います。	・地域子育て支援センター(6か所、延相談件数4,088件、延利用者数30,956人) ・子育て講座の開催(8か所、187回) ・子育て応援ボランティア(活動箇所33、登録人数107人、15団体) ・先輩ママさんアドバイザー(2人)
○労働環境の改善に向け、労働時間短縮や育児・介護休業制度の定着を促進するため、企業、団体などに対して普及啓発を行います。	・事業所雇用実態調査票 送付1,566社 ・子育て応援事業所促進奨励金 交付 23社64人 ・育児・介護休業制度等の啓発資料等の配布(事業所雇用実態調査時・1,566社)、フリーペーパーにワーク・ライフ・バランス啓発広告掲載(年1回)、広報おびひろに男女共同参画に関する事業所意識調査結果を掲載、男女共同参画セミナー(ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー・1回・297人)、男女共同参画講座(ワーク・ライフ・バランス講座・1回・22人)

4. 施策の評価

保育所では、低年齢児の受け入れ枠の確保をはじめ預かり保育や特別な支援を必要とする子どもの受け入れなど、多様なニーズに対応した保育サービスの充実に取り組んでいます。

ファミリーサポートセンター事業の開始や子育て応援ボランティアの登録数の増加から、地域における子育ての援助活動は着実に広がりを見せてきています。

子どもの居場所づくり事業は、平成25年度に6校新規開設し、市内全小学校での実施を達成しました。子ども110番の家については、ここ数年駆け込みはなく、地域における見守りがなされています。

労働環境の改善に向け、労働時間短縮や育児・介護休業制度の定着を促進するため、啓発資料やパンフレット等を事業所に送付するほか、フリーペーパーによる啓発広告や広報おびひろに男女共同参画に関する事業所意識調査結果について、育児・介護休業制度の導入状況を掲載するなど各種制度の普及・啓発に取り組んでいます。また、子育て応援事業所促進奨励金の周知に努め、利用促進に取り組んでいます。また、子育て応援事業所促進奨励金の周知に努め、利用促進に取り組んでいます。また、子育て応援事業所促進奨励金の周知に努め、利用促進に取り組んでいます。

以上の状況を勘案し、推進目標による判定は「a」判定ですが、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる

B

5. 課題と今後の取り組み方向

平成27年度より施行される子ども・子育て支援新制度により、パートタイマー等の短時間労働者等も保育所を利用できるようになるなど、保護者がより利用しやすい環境となりますが、保護者のニーズを把握し、新制度に適切に対応していくことが課題です。希望する幼児教育や保育を受けることができるよう、保護者のニーズ、保育所等の意向などを適切に反映した「帯広市子ども・子育て支援事業計画」を平成26年度に策定し、計画に基づき地域で子育てを支える環境づくりを進めます。

地域における有効な子育て支援策であるファミリーサポートセンター事業を充実させていくとともに、子育て応援ボランティア登録数も増加していくよう事業周知に取り組んでいきます。

子どもの居場所づくり事業は市内全小学校で実施できました。今後は、地域の実情に応じた対応を行っていきます。子ども110番の家については、地域における見守りがはかられているものの、子どもたちの安全のために引き続き地域における見守体制の確保に努めます。

労働環境の改善に向け、労働時間短縮や育児・介護休業制度の定着を促進するため、今後も関係機関と連携をはかりながら事業所等への各種制度の普及・啓発に努めるとともに、継続して子育て応援事業所促進奨励金の周知に努め、利用促進に取り組んでいきます。

また、小規模の事業所等において、育児・介護休業制度の導入があまり進んでいないことから、男女共同参画に関する事業所意識調査や市民意識調査の結果等を活用し、関係団体と連携して育児休業制度の導入促進などに関するセミナーや講座等を実施することにより、働きやすい職場環境づくりに向けて、事業所等に対する意識啓発を進めていきます。

平成26年度 施策評価表

施策体系	基本目標	Ⅲ 男女がともに働きやすい環境づくり	主な担当課	子育て支援課、こども課、健康推進課、工業労政課、農政課、男女共同参画推進課
	基本方向	1 男女がともに働くための環境整備		
	施策の方向	(3) 家庭生活への男女共同参画の促進 男女がともに仕事と家庭生活を分かちあうことができるよう、その基礎的条件である労働時間短縮の啓発を行うとともに、男性が家事・育児・介護などに参画しやすい環境の整備をはかります。		

1. 目標値による判定(下線は第六期帯広市総合計画と共通する指標)

推進目標		単位	基準値(基準年度) 目標値(目標年度)	判定	実績値(各年度)				
1	育児休業制度を規定している事業所の割合	%	25.2%(H19)	a	H22	H23	H24	H25	H26
			31.0%(H31)		33.1	29.9	44.3	47.3	
推進目標による判定				a					

2. 推進目標の実績値に対する考え方

「育児休業制度を規定している事業所の割合」は、47.3%で前年より3ポイント上昇し、目標値を大幅に上回っています。改正育児・介護休業法の全面施行や子育て応援事業所等への支援策により、事業所において制度導入が広がっていることが要因として考えられます。

3. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H25年度実績
○家庭内における固定的な性別役割分担にとらわれない意識のあり方について、啓発を行います。	・親子料理教室(6回・45組)、両親教室(12回・234組) ・サンデーファミリー事業(12回・193組・502人) ・男の料理教室(1回・14人)、「フードバレーとかち」“彼と彼女のバランスご飯”料理教室(2回・45人)、親子料理教室(1回16人)
○家庭生活と調和した職業生活が行われるよう、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進をはかるとともに、固定的な性別役割分担意識の見直しを進めるための意識啓発を行います。	・事業所雇用実態調査票 送付1,566社 ・子育て応援事業所促進奨励金 交付 23社64人 ・男女共同参画セミナー(1回297人)、男女共同参画講座(ワーク・ライフ・バランス講座・1回・22人)、男女共同参画情報誌の発行(年2回・各3,000部)、ワーク・ライフ・バランスに係る啓発資料等の配布(事業所雇用実態調査時・1,565社)、フリーペーパーにワーク・ライフ・バランス啓発広告掲載(年1回)、広報おびひろに男女共同参画に関する事業所意識調査結果を掲載
○自営業における労働環境の改善に向けた支援を行います。	・家庭での男女平等意識の形成と実践(家族経営協定の締結の促進)(農家戸数713戸のうち、締結215戸) ・各種研修会等の実施(新規就農者コース研修に女性2人(市内)、農畜産物加工施設バス視察研修に女性3人(市内)、十勝地域農業者合同研修会に女性2人(市内)参加) ・農業者グループ活動助成事業(助成団体3団体全ての構成員に女性メンバーが含まれている。)

4. 施策の評価

親子料理教室は、父親には食に対しての意識の啓発と親子の交流を深めてもらい育児参加を促す機会となっています。男の料理教室は、毎年町内会から食生活改善推進員へ講師の依頼がありとても好評で、「フードバレーとかち」「彼と彼女のバランスご飯」料理教室等も含め、アンケート結果で「また参加したい」という声が多く、楽しんで参加していただいています。

両親学級では、夫が妊娠・出産・育児を理解し、父親としての役割をイメージ化できるように、沐浴指導など実技を通して伝える取り組みを行ってきています。

サンデーファミリー事業は参加組数は昨年度とほぼ同数であるのに対して参加人数は若干減少していますが、父親と子どもでの参加が増えており、事業の趣旨としては順調であると考えられます。

農業者グループ活動助成事業では、助成を行った3団体全ての構成員に女性が含まれているほか、新規就農者コース研修では市内受講者6人中女性2人、農畜産物加工施設バス視察研修では市内参加者10人中女性3人、十勝地域農業者合同研修会では市内参加者11人中女性2人が参加しており、また、家族経営協定の締結数が一定程度維持されています。

労働環境の改善に向け、啓発資料やパンフレット等を事業所に送付し、各種制度の普及・啓発を行うとともに、子育て応援事業所促進奨励金の周知に努め、利用促進に取り組んでいます。

このほか、フリーペーパーによる啓発広告や広報おびひろに平成24年度に実施した男女共同参画に関する事業所意識調査結果の掲載、情報誌の発行、セミナー・講座などを行い、ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透に努めていますが、事業所意識調査や平成25年度に実施した市民意識調査の結果からは、まだ事業所等における普及・浸透が十分に進んでいない状況がうかがえます。

以上の状況を勘案し、推進目標による判定は「a」判定ですが、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる

B

5. 課題と今後の取り組み方向

親子料理教室は親子がふれあえる機会として内容を充実していきます。「フードバレーとかち」「彼と彼女のバランスご飯」料理教室では、男性の参加者が少なく、呼び込みを行うもなかなか参加者が増えない状況です。もっと多くの若い男女に食生活の関心を持ってもらえるよう、対象者を広げて実施し、青年期の食育の普及に努めます。

両親教室では今後もアンケートの声などを参考に内容を工夫しながら実施していきます。

父親の育児参加が進む中で、あそびの場の提供やイベントだけでなく、父親向けの育児講座や保育所での保育体験等を実施するほか、父親に限定しないサンデーファミリー事業を今後とも進めます。

各種農業研修会などに女性が積極的に参加するよう推進をはかっていきます。

育児休業制度の導入は広がってきているものの、小規模の事業所等において導入があまり進んでおらず、依然としてワーク・ライフ・バランスの普及・浸透が十分に進んでいないことが課題となっており、男女共同参画に関する事業所意識調査や市民意識調査の結果等を活用し、関係団体等と連携して育児休業制度の導入促進などに関するセミナーや講座等を実施することにより、働きやすい職場環境づくりに向けて、事業所等に対してワーク・ライフ・バランスの普及・浸透を進めていきます。

また、今後も関係機関と連携をはかりながら事業所等への各種制度の普及・啓発に努めるとともに、継続して子育て応援事業所促進奨励金の周知に努め、利用促進に取り組んでいきます。

平成26年度 施策評価表

施策体系	基本目標	Ⅲ 男女がともに働きやすい環境づくり	主な担当課	工業労政課、農政課、男女共同参画推進課
	基本方向	2 就労における男女平等の促進		
	施策の方向	(1) 男女の均等な雇用と待遇の確保 関係機関との連携により男女雇用機会均等法をはじめとする法律、制度などについての広報活動を充実し、雇用条件・環境に関する周知・啓発に努めます。		

1. 目標値による判定(下線は第六期帯広市総合計画と共通する指標)

推進目標		単位	基準値(基準年度) 目標値(目標年度)	判定	実績値(各年度)				
1	育児休業制度を規定している事業所の割合	%	25.2%(H19)	a	H22	H23	H24	H25	H26
			31.0%(H31)		33.1	29.9	44.3	47.3	
推進目標による判定				a					

2. 推進目標の実績値に対する考え方

「育児休業制度を規定している事業所の割合」は、47.3%で前年より3ポイント上昇し、目標値を大幅に上回っています。改正育児・介護休業法の全面施行や子育て応援事業所等への支援策により、事業所において制度導入が広がっていることが要因として考えられます。

3. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H25年度実績
○関係機関と連携して、育児・介護休業法や男女雇用機会均等法などの普及・啓発をはかり、男女いずれもが支援制度を積極的に利用できるような社会的気運の醸成に努めます。	・事業所雇用実態調査票 送付1,566社 ・子育て応援事業所促進奨励金 交付 23社64人 ・育児・介護休業制度等の啓発資料等の配布(事業所雇用実態調査時・1,566社)、フリーペーパーにワーク・ライフ・バランス啓発広告掲載(年1回)、広報おびひろに男女共同参画に関する事業所意識調査結果を掲載 ・経営における女性参加促進(家族経営協定の締結の促進)(農家戸数713戸のうち、締結215戸)
○労働相談窓口を設け、問題解決のための情報を提供します。	・労働相談件数 43件
○男女共同参画に関する企業の取り組み事例の情報を提供します。	・とかちプラザ内女性情報コーナーでの情報提供

4. 施策の評価

育児・介護休業法等の普及・啓発をはかるため、啓発資料やパンフレット等を事業所に送付するほか、フリーペーパーによる啓発広告や広報おびひろに平成24年度に実施した男女共同参画に関する事業所意識調査結果の掲載を行っています。また、子育て応援事業所促進奨励金の周知に努め、利用促進に取り組んでいます。規模の小さい事業所などで育児・介護休業制度の導入があまり進んでいない状況があります。

農業経営の女性参加促進として、家族経営協定についても推進をはかっていますが、農家戸数713戸のうち、215戸と、協定締結が一定程度維持されています。

また、労働相談窓口を設け、社会保険労務士等が様々な労働問題の相談に応じており、問題解決のための情報を提供しています。

女性情報コーナーでは男女共同参画に関する企業の取り組み事例を掲載している資料などの情報提供を行っており、以上の状況を勘案し、推進目標による判定は「a」判定ですが、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる

B

5. 課題と今後の取り組み方向

育児・介護休業制度の導入は広がってきているものの、小規模の事業所等において導入があまり進んでいないことが課題となっており、男女共同参画に関する事業所意識調査や市民意識調査の結果等を活用し、関係団体等と連携して育児・介護休業制度の導入促進などに関するセミナーや講座等を実施することにより、働きやすい職場環境づくりに向けて、事業所等に対して普及・啓発を進めていきます。

また、今後も関係機関と連携をはかりながら事業所等への各種制度の普及・啓発に努めるとともに、継続して子育て応援事業所促進奨励金の周知に努め、利用促進に取り組んでいきます。

農村地区においては、関係団体等と連携して、家族経営協定の周知をはかっています。

労働相談において、今後も様々な労働問題に対して、解決のための情報提供を行っていきます。

平成26年度 施策評価表

施策体系	基本目標	Ⅲ 男女がともに働きやすい環境づくり	主な担当課	工業労政課、職員課、農政課、男女共同参画推進課
	基本方向	2 就労における男女平等の促進		
	施策の方向	(2) 職場における男女平等の促進 女性の職場進出が進む中、関係法の主旨が正しく理解され、性別による固定的な役割分担意識の是正と、男女が意欲を持って職業生活を継続できるよう、啓発活動の充実をはかります。		

1. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H25年度実績
○就労の場における性別による固定的役割分担意識に基づく慣行や慣習を解消するため、啓発をすすめます。	・事業所雇用実態調査票 送付1,566社 ・市職員の管理職の女性割合10.8%(H25.4.1現在) ・経営における女性参加促進(家族経営協定の締結の促進)(農家戸数713戸のうち、締結215戸)
○職場における募集・採用、配置・昇進などについて男女平等をめざすために、男女雇用機会均等法や、労働基準法に基づく働く女性の母性保護規定をはじめ、関係する法や制度の周知徹底に努めます。	・事業所雇用実態調査票 送付1,566社 ・市職員研修参加延べ人数 2,295人 ・市職員の男女共同参画に係る研修の実施(参加人数は上記数値に含む 30人) ・フリーペーパーにセクハラ・パワハラ防止啓発広告掲載(1回) ・セクハラ・パワハラ防止の啓発資料等の配布(事業所雇用実態調査時・1,566社) ・とかちプラザ内女性情報コーナーでのセクハラ防止ビデオの貸し出し
○男女雇用機会均等法の規定に基づき、セクシュアル・ハラスメントの認識を高め、防止対策の周知徹底に努めます。	・フリーペーパーにセクハラ・パワハラ防止啓発広告掲載(1回) ・セクハラ・パワハラ防止の啓発資料等の配布(事業所雇用実態調査時・1,566社) ・とかちプラザ内女性情報コーナーでのセクハラ防止ビデオの貸し出し
○農業や商工自営業等に従事する女性の労働条件の向上など、働く場における男女平等を促進します。	・経営における女性参加促進(家族経営協定の締結の促進)(農家戸数713戸のうち、締結215戸) ・各種研修会等の実施(新規就農者コース研修に女性2人(市内)、農畜産物加工施設バス視察研修に女性3人(市内)、十勝地域農業者合同研修会に女性2人(市内)参加) ・農業者グループ活動助成事業(助成団体3団体全ての構成員に女性メンバーが含まれている。)

2. 施策の評価

市内の1,500社以上の事業所を対象に毎年事業所雇用実態調査を実施し、その調査結果を事業所に送付し、男女雇用機会均等法による雇用管理の見直し状況等をお知らせすることで、男女共同参画についての意識啓発を行っており、昭和49年から継続して取り組んでいます。

セクハラ・パワハラについては、フリーペーパーでの防止啓発広告掲載や事業所のセクハラに対する取組状況について、平成24年度に実施した男女共同参画に関する事業所意識調査結果を広報おびひろや事業所への啓発資料等に掲載するなどして周知・啓発に努めていますが、事業所意識調査結果からも依然としてセクハラ対策に取り組んでいない事業所が多くあることがうかがえます。

市役所においては、人事異動等を通じ女性職員の職域の拡大や登用に取り組んでおり、女性管理職比率は増加しています。また、職員研修において、男女平等の意識啓発に努めています。

農業者グループ活動助成事業では、助成を行った3団体全ての構成員に女性が含まれているほか、新規就農者コース研修では市内受講者6人中女性2人、農畜産物加工施設バス視察研修では市内参加者10人中女性3人、十勝地域農業者合同研修会では市内参加者11人中女性2人が参加しており、また、家族経営協定の締結数が一定程度維持されています。

以上の状況を勘案し、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる

B

3. 課題と今後の取り組み方向

職場等において固定的な性別役割分担意識やこれを反映した社会慣行などが依然として残っていることから、今後も引き続き事業所雇用実態調査を実施し、男女共同参画についての意識啓発に取り組んでいきます。

男女雇用機会均等法により、事業主にはセクハラ対策が義務づけられていますが、男女共同参画に関する事業所意識調査結果ではセクハラ対策に取り組んでいない事業所が半数以上ありました。このことから、市ホームページ情報を充実させ、セクハラ・パワハラの概要や相談窓口情報を掲載し、男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動パネル展での啓発や平成26年度にはセクハラ・パワハラ防止講座を開催するなど、今後も引き続き様々な機会を通じて、セクハラ・パワハラ防止啓発の強化に取り組んでいきます。

また、事業所向けに労働災害ビデオの貸し出しを行っていますが、平成26年度よりセクハラ・パワハラ防止に関する映像教材についても貸し出しを開始しています。

市役所においては、女性職員が占める割合が増加している中、女性職員の職域拡大や管理職登用にについて今後とも機会を通じて取り組んでいくとともに、研修の機会を通じ、引き続き男女平等の意識啓発をはかっていきます。

各種農業研修会などの女性が積極的に参加するよう推進をはかっていきます。

平成26年度 施策評価表

施策体系	基本目標	Ⅲ 男女がともに働きやすい環境づくり	主な担当課	工業労政課、商業まちづくり課、農政課、男女共同参画推進課
	基本方向	3 就業機会の促進		
	施策の方向	(1) 就業支援体制の充実 多様な生き方が実現できる就業や、新しく事業を起こすための情報提供や相談などの支援を、関係機関と連携をはかりながらすすめます。		

1. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H25年度実績
○関係する労働法の周知を図るとともに、高齢者雇用安定法に基づく定年後再雇用制度などの普及啓発を行い雇用促進に努めます。	・事業所雇用実態調査票 送付1,566社
○起業をめざす女性に対して、知識や手法に関する情報提供や相談等支援に努めます。	・おびひろ・とまち創業・起業フェアの開催(40人参加 うち女性参加者9人) ・経営における女性参加促進(家族経営協定の締結の促進)(農家戸数713戸のうち、締結215戸) ・社会参画支援講座(農村地区・1回・18人)

2. 施策の評価

事業所雇用実態調査票送付時に関係する労働法などのパンフレット等を送付するなど関係機関と連携をはかりながら周知・啓発に努めました。

おびひろ・とまち創業・起業フェアは、新規開業を予定している方や、新たな分野での事業展開を予定している方を対象とし、創業に際し必要となる情報を支援機関から提供するほか、個別相談会を行っています。女性を含め幅広い年代の方の参加があり、創業するに当たり、有意義な情報の提供ができていたものと考えます。

農村地区において、女性の起業に関する講座を開始するとともに、農業経営の女性参加促進として、家族経営協定締結の推進をはかっており、農家戸数713戸のうち、215戸が家族経営協定を締結しており、締結数が一定程度維持されています。

以上の状況を勘案し、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる

B

3. 課題と今後の取り組み方向

今後も関係機関と連携をはかりながら関係する労働法などの周知・啓発に努めます。

また、創業・起業は、地域経済の活性化、雇用の確保等にもつながり、今後においても継続して支援に取り組めます。

農業経営の女性参加促進に向けて、関係団体等と連携して家族経営協定の周知をはかるとともに、ホームページを使用するなど、就農情報の周知や就農相談に対して随時対応できる体制を維持し、就農希望者の就農希望内容に応じた情報の提供も個別に行っていきます。

平成26年度 施策評価表

施策体系	基本目標	Ⅲ 男女がともに働きやすい環境づくり	主な担当課	工業労政課、農政課
	基本方向	3 就業機会の促進		
	施策の方向	(2) 雇用機会の情報収集・提供 就業機会を拡大するため、関係機関と連携をはかり就業に関する情報や職業訓練に関する情報の収集・提供に努めます。また、多様な生き方や自立するための雇用機会の情報の収集・提供に努めます。		

1. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H25年度実績
○再就業の促進をはかるため、関係機関と連携して必要な情報の提供や相談の充実に努めるとともに、就労のための学習機会、技能講習会や能力開発のための講座などを開催します。	・再就職支援事業(合同企業説明会の実施)(34社・50人) ・職業能力開発協会への支援 ・帯広公共職業安定所や労働監督基準署の情報を広報を通して通知 ・労働相談件数 43件 ・事業所雇用実態調査票 送付1,566社
○農業技術、経営技術向上のための研修制度の充実に努めるとともに、新規就農者の相談を行います。	・各種研修会等の実施(新規就農者コース研修に6人(市内)、農畜産物加工施設バス視察研修に女性10人(市内)、十勝地域農業者合同研修会に11人(市内)参加) ・農業者グループ活動助成事業(助成団体3団体)

2. 施策の評価

ハローワークと連携しながら、求職者支援制度の情報提供を行い、道立帯広高等技術専門学院、帯広職業能力開発協会と連携し、職業訓練に係る情報の収集・提供に努めました。
 農業技術、経営技術向上のため、各種研修会等を実施し、新規就農者コース研修では市内受講者6人、農畜産物加工施設バス視察研修では市内参加者10人、十勝地域農業者合同研修会では市内参加者11人であったほか、農業者グループ活動助成事業などを行い、事業の充実に努めています。
 以上の状況を勘案し、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる

B

3. 課題と今後の取り組み方向

再就業の促進をはかるため、今後も関係機関と連携をはかりながら情報の収集・提供に努めます。
 また、農業技術、経営技術向上のための研修会の充実に努めるとともに、ホームページを使用するなど、就農情報の周知や就農相談に対して随時対応できる体制を維持し、就農希望者の就農希望内容に応じた情報の提供も個別に行っていきます。

平成26年度 施策評価表

施策体系	基本目標	Ⅲ 男女がともに働きやすい環境づくり	主な担当課	男女共同参画推進課、商業まちづくり課、こども課
	基本方向	3 就業機会の促進		
	施策の方向	(3) 女性の再チャレンジ支援 結婚や出産で仕事を中途退職した女性の就業機会を拡大するため、関係機関と連携をはかり再就業に関する情報や職業訓練に関する情報の収集・提供に努めます。		

1. 目標値による判定(下線は第六期帯広市総合計画と共通する指標)

推進目標		単位	基準値(基準年度) 目標値(目標年度)	判定	実績値(各年度)				
1	母子家庭等自立支援制度利用者の 就労率	%	67.3% (H18-20)	a	H22	H23	H24	H25	H26
			72.0% (H31)		69.4	70.3	72.1	72.5	
推進目標による判定				a					

2. 推進目標の実績値に対する考え方

「母子家庭等自立支援制度利用者の就労率」は、前年に比べ0.4ポイント増加し、目標値を上回っています。求人数の多い専門的な資格の取得を促進したことにより、就労機会に結びついたことが要因と考えられます。

3. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H25年度実績
○女性の職業意識の向上、能力開発のための講座などの開催や、関係機関と連携して職業訓練機会の拡充に努めます。	・社会参画支援講座(2回・83人) ・男女共同参画講座(女性と仕事に関する講座・1回・37人) ・人材育成支援事業補助金(13社19人640,000円、うち女性4社5人130,000円)
○ひとり親家庭の自立を支援するため、母子家庭等就業・自立支援センターを誘致し、就労に関する相談、情報提供などの就労サービスの提供をすすめます。	・母子家庭自立支援教育訓練給付金の支給(1人) ・母子家庭高等技能訓練促進費の支給(14人) ・母子家庭等就業・自立支援センター事業(相談件数404件、採用人数35人) ・保育所等における日刊ハローワーク求人情報の提供

4. 施策の評価

女性の起業、スキルアップなどに関する講座を開催したほか、人材育成支援事業で、市内の中小企業者を対象に研修機関での研修や先進地視察に係る経費の補助を行っており、経営者や社員の資質向上に寄与できているものと考えられます。

資格を取得するための支援や就業に関する相談、就業情報提供など母子家庭の母の就業に向けた取り組みを行っています。

推進目標の実績にも表れているとおり、就業支援の成果があったものと考えられ、以上の状況を勘案し、施策は順調に進んでいると評価します。

施策は順調に進んでいる	A
-------------	---

5. 課題と今後の取り組み方向

今後も引き続き、社会参画支援講座を行うなど女性の再就職等を支援していくとともに、経営者及び社員の資質向上の支援に取り組めます。

また、ひとり親家庭の自立支援には、ハローワークで実施する支援制度が利用者にとって有利ですが、利用条件によりハローワークの制度を利用できない者が市の制度を利用することから、自立支援のため引き続き実施するとともに、機会のあるごとに制度の周知に努めます。

平成26年度 施策評価表

施策体系	基本目標	IV 多様な生き方を実現する環境づくり	主な担当課	子育て支援課
	基本方向	1 母子保健の充実		
	施策の方向	(1) 保健相談や指導体制の充実 安全な妊娠、出産の確保や、母子の健康保持のための健康教育、相談体制の充実に努めるとともに、必要に応じ個々の健康状態にあわせた支援体制の整備をはかります。		

1. 目標値による判定(下線は第六期帯広市総合計画と共通する指標)

推進目標		単位	基準値(基準年度) 目標値(目標年度)	判定	実績値(各年度)				
1	乳児家庭への訪問率	%	37.6%(H19)	a	H22	H23	H24	H25	H26
			85.0%(H31)		83.9	81.7	80.5	95.0	
推進目標による判定				a					

2. 推進目標の実績値に対する考え方

「乳児家庭への訪問率」は、前年に比べ14.5ポイント増加し、目標値を上回っています。訪問指導員の地区割りの平準化のほか、業務内容・役割分担の見直しや改善等を行うことにより、訪問業務の効率化がはかられたことが要因と考えます。

3. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H25年度実績
○安心して妊娠・出産ができるよう、妊娠中や産後の保健相談、育児相談を実施します。	・母性相談室相談件数(2,118件)、両親教室の実施(234組)、育児教室の実施(366組)、家庭訪問(延訪問件数2,260件)、1歳6か月・3歳児健診での歯科保健指導の実施(72回)
○保健師・栄養士が妊娠中や産後の母子の健康保持のための教室を実施し、必要な知識の普及に努めます。	・母性相談室相談件数(2,118件)、性に関する健康教育(2回)

4. 施策の評価

妊娠中・産後の様々な悩み・問題に対し、安心感を得られるよう保健業務全体を通して、相談及び指導を実施するとともに、乳児家庭への訪問は、業務の見直しをはかり重点的に取り組むことで訪問率が上昇し、効果をあげることができ、施策は順調に進んでいると評価します。

施策は順調に進んでいる	A
-------------	---

5. 課題と今後の取り組み方向

身近な支援者の不在や育児不安が強い家庭などの増加により、支援が必要な親子が増えている中で、乳児家庭への訪問率の維持が課題となっています。支援への適切な対応ができるように訪問支援体制づくりを進めます。

平成26年度 施策評価表

施策体系	基本目標	IV 多様な生き方を実現する環境づくり	主な担当課	子育て支援課、健康推進課
	基本方向	1 母子保健の充実		
	施策の方向	(2) 保健・健康診査の充実 女性、妊娠や出産など、生涯を通して男性とは異なる健康上の問題に直面することから、一人ひとりが健康の大切さを認識し、自己の健康管理ができるよう啓発や情報を提供するとともに、予防のための各種の検診機会の充実をはかります。		

1. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H25年度実績
○各種検診や健康診査を実施するほか、必要に応じて保健指導を行い母子保健事業を推進します。	・乳幼児健診(5か月児健診受診率99.1%、10か月児健診受診率92.7%、1歳6か月児健診受診率96.1%、3歳児健診受診率95.1%) ・妊婦健診助成(妊婦一般健康診査延受診者数16,966人、超音波検査延受診者数8,043人) ・特定健診(7,900人)、特定保健指導(125人)、がん検診(胃:4,997人、肺:5,786人、前立腺:2,893人、大腸:10,913人、子宮:5,726人、乳:3,101人)、骨粗しょう症検診(111人)、肝炎ウイルス検診(2,135人)、健康診査(183人)、市民健診(220人) ・出前健康講座による健康教育の実施(口腔疾患 5日・180人) ・女性特有のがん予防対策事業の一環として乳がん予防講演会の実施(1回・15人) ・乳がん子宮がん予防キャラバンの実施(4回・245人)
○乳幼児の歯科検診やフッ素塗布や保健指導など、歯科保健活動をすすめます。	・幼児歯科健診(延受診者数7,837人)、フッ素塗布(延受診者数6,840人)

2. 施策の評価

妊婦・乳幼児健診や歯科健診により、異常の早期発見や母子の健康保持増進をはかるとともに、乳幼児健診の未受診者への受診勧奨や様々な相談支援を行っています。
各種検診・健康診査については、がん検診の受診環境整備や託児付検診の導入や、未受診者への電話勧奨の取り組みなどにより目標値を上回る受診率となっています。
以上の状況を勘案し、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる

B

3. 課題と今後の取り組み方向

健康保持増進の充実をはかるために、妊婦健診を適切な時期に受けることや乳幼児健診未受診者への受診勧奨など相談や訪問活動による保健指導の充実に取り組みます。
各種検診・健康診査については、集団検診のみの実施となっている検診を身近に受診できるよう、事業所へ出向いた検診やお子さんをお持ちの女性の為に、託児付検診を行うなど受診環境整備に取り組んでいきます。

平成26年度 施策評価表

施策体系	基本目標	IV 多様な生き方を実現する環境づくり	主な担当課	健康推進課、子育て支援課
	基本方向	2 健康づくりの推進		
	施策の方向	(1) 健康づくりの推進 多様な生き方を実現するためには、一人ひとりの健康づくりが大切であることから、健康教育・健康相談・健康指導の充実をはかります。		

1. 目標値による判定(下線は第六期帯広市総合計画と共通する指標)

推進目標		単位	基準値(基準年度)	判定	実績値(各年度)				
			目標値(目標年度)						
1	健康相談の相談者数	人	489人(H19)	a	H22	H23	H24	H25	H26
			増加(H31)		640	708	806	698	
推進目標による判定				a					

2. 推進目標の実績値に対する考え方

「健康相談の相談者数」は、前年度と比べて相談者数は減っていますが、目標値を達成しています。電話相談件数は減少しており、各種講座やイベント、平成24年6月から導入した「こころの体温計」により、悩みの内容に応じた相談先も積極的に周知していることで、市民が自身の判断で相談先を選択しているのではないかと推測されます。面接相談は増加しており、健康づくりガイド、ホームページなどによる周知や、健診後の保健師による相談案内などにより、相談場所として定着してきていると考えられます。

3. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H25年度実績
○心身の健康管理と病気予防についての講座や啓発を行い、健康教育を推進します。	・出前健康講座による健康教育の実施(123回・4,147人)
○生活習慣のアドバイスや身体の気になる症状について、栄養士、保健師などが相談に応じます。	・地域での相談体制の実施(健康相談)(111人)、生活習慣病予防などに関する相談の実施(健康相談)(587人) ・母性相談室相談件数(2,118件)、さわやか性相談(394件)、乳幼児健診における栄養相談(相談延件数860件)、電話・来所栄養相談(相談延件数121件)、地域子育て支援センターでの栄養相談(年13回・相談延件数107件、ミニ講話185組)
○各種検診や健康診査を実施するほか、必要に応じて健康指導を行い市民の健康増進に努めます。	・特定健診(7,900人)、特定保健指導(125人)、がん検診(胃:4,997人、肺:5,786人、前立腺:2,893人、大腸:10,913人、子宮:5,726人、乳:3,101人)、骨粗しょう症検診(111人)、肝炎ウィルス検診(2,135人)、健康診査(183人)、市民健診(220人)

4. 施策の評価

出前健康講座は、特に健康運動指導士による運動等の依頼が増えており、団体、個人の健康づくりの自主的な取り組みへの支援や相談につながっています。また健康相談に関しては、心の相談も多く、例年と比較して面接が増加している状況であり、個々の相談状況によっては医療や福祉サービス等必要な関係機関へ紹介し支援を行っています。

母子の健康保持増進や、乳幼児に関するさまざまな相談支援に取り組んでおり、以上の状況を勘案し、施策は順調に進んでいると評価します。

施策は順調に進んでいる	A
-------------	---

5. 課題と今後の取り組み方向

健康相談は、健康相談日以外にも、日程を定めず市民が希望する日を調整し実施することで、市民が利用しやすい体制をとっています。今後は広報等での周知をはじめ、各保健事業等での周知をするなど、周知内容等を工夫していきます。さらに、心の相談に関しては、ホームページの「こころの体温計」などから相談につながるケースもあることから、自殺対策事業での積極的周知や、相談対応についての関係機関との連携などをはかり、支援を充実していきます。

母性相談室などで受ける相談は多様化、複雑化しており、適切な支援のために相談支援体制の充実に取り組んでいきます。

平成26年度 施策評価表

施策体系	基本目標	IV 多様な生き方を実現する環境づくり	主な担当課	障害福祉課、高齢者福祉課、介護保険課
	基本方向	3 安心できる介護環境の整備		
	施策の方向	(1) 介護の支援体制の充実 高齢者や障害者が安心して日常生活が送れるよう、福祉施策を充実するとともに、介護負担が女性だけに集中することなく社会全体で支えあえるよう、体制の充実をはかります。		

1. 目標値による判定(下線は第六期帯広市総合計画と共通する指標)

推進目標		単位	基準値(基準年度) 目標値(目標年度)	判定	実績値(各年度)				
1	介護予防事業の参加者のうち、評価が向上・維持できた人の割合	%	92.3%(H19)	c	H22	H23	H24	H25	H26
			95.0%(H31)		85.9	89.5	89.0	87.3	
推進目標による判定				c					

2. 推進目標の実績値に対する考え方

「介護予防事業の参加者のうち、評価が向上・維持できた人の割合」は、87.3%と、前年より1.7ポイント低下しているものの、中断者等を除いた最終評価では95.4%の人が向上・維持しており、目標値である95%を超えている状況にあります。この要因として、4か月間の中で計画的に実施されている運動等の事業内容が介護予防に一定程度寄与しているものと考えられ、事業に参加することにより、介護予防につながっていると考えられます。

3. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H25年度実績
○介護が必要になっても、住み慣れた地域や家庭で自立した日常生活を営むことができるよう、必要な介護サービスを提供します。	・障害福祉サービス介護給付(延15,429人)、補装具(延631人)、日常生活用具(延973人)、移動支援(延370人)、訪問入浴(延500回)、タクシー助成使用率78.6%、理美容助成使用率35.2%、クリーニング助成使用率35.2% ・介護を必要とする方が、生き生きと充実した日常生活を営むことができるよう、必要な介護サービスを提供
○介護をする家族の負担の軽減や、要介護者の生活の向上をはかるため、各種支援事業の実施や相談体制を充実します。	・総合相談窓口相談件数13,197件、日中一時支援(延744人) ・家族介護用品支給事業(169人)、ねたきり高齢者等寝具類クリーニングサービス事業(192人)、ねたきり高齢者理美容サービス事業(480人)、家族介護者リフレッシュ事業(8回・111人)、高齢者に対する保健、福祉、介護等に係る総合的な相談窓口として総合相談窓口・保健福祉センター相談窓口を設置(相談受理件数:31,551件)、認知症サポーター養成講座の実施(開催回数49回・参加延人数1,276人)、認知症家族の集い・茶話会(12回・101人)

○介護予防に関する知識の普及啓発のため、地域での介護予防教室の実施や健康づくり事業を行います。	・高齢者の総合相談や権利擁護、認知症対策などを行う地域包括支援センターを設置（総合相談受理件数：13,029件、権利擁護相談受理件数：183件、ケアマネジャーからの相談受理件数：199件、認知症に関する相談受理件数：707件）、地域包括支援センターの統括機関として地域包括支援総合センターを設置、一次予防事業（口腔機能の向上に関する講座や介護予防に関する知識の普及啓発や介護予防教室など）を実施（①介護予防普及啓発事業 運動教室や講座等開催回数124回・参加延人数1,435人、②地域介護予防活動支援事業 ボランティア育成研修会や地域活動組織への支援等開催回数607回・参加延人数9,325人）、二次予防事業（要介護になる恐れの高い高齢者に対して、軽運動や栄養改善のアドバイス、お口の健康についての講話と実技など）を実施（①二次予防事業対象者把握事業 基本チェックリスト実施数20,569人・二次予防事業の対象者数5,465人、②通所型介護予防事業 運動器の機能向上プログラム実施箇所数16か所・実施回数768回・参加実人数709人 栄養改善プログラム参加実人数2人 口腔機能の向上プログラム参加実人数69人）
○介護が必要になっても、自分らしく安心して暮らせるよう、社会全体で支えていく介護保険制度の安定した運営に努めます。	・必要な介護サービスを提供し、介護が必要な方々を社会全体で支えていく制度の安定した運営に努めた。

4. 施策の評価

障害のある人が自分の望む場所で自立した生活を営むための相談支援や、各種福祉サービスの提供などにより、社会参加の促進に取り組んでいます。また、相談支援専門員を中心とした個別支援を拡充するなど、障害のある人が安心して生活できる環境づくりを推進してきています。

第五期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、ひとり暮らし高齢者の訪問活動などの在宅サービスや地域密着型の施設サービスの充実をはかっているほか、地域包括支援センターと連携したきめ細やかな相談対応や認知症に対する市民理解の向上を目指す「認知症サポーター養成講座」、ライフライン事業者や宅配事業者などの協力を得て取り組んでいる「きづきネットワーク事業」などにより、地域の見守り体制の充実をはかってきました。また、介護予防事業への参加拡大をはかるとともに自主的な介護予防サークルの設立を支援してきました。

住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう地域密着型サービスや、介護保険施設等の整備を推進しました。

以上の状況を勘案し、推進目標による判定は「c」判定ですが、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる

B

5. 課題と今後の取り組み方向

障害のある人が自立した生活を営むためには、適正なサービスを提供するとともに、専門的な知識を持つ相談支援専門員による的確な助言や支援が重要となります。今後、障害のある人の地域移行を進めるにあたっては、相談支援体制の充実が必要ですが、サービス等利用計画を作成する資格を持つ相談支援専門員が増えてはいるものの十分ではなく、人材の確保と資質の向上が課題となっており、相談支援員の養成と拡充について、監督官庁である北海道へ継続して要望するとともに、相談支援事業所の中核的役割を担う基幹相談支援センターと連携をはかりながら、相談支援専門員の資質向上に取り組みます。

高齢化の進展とともに認知症や介護が必要な高齢者が増加し、医療や介護の需要がさらに高まることが見込まれている中で、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けたいと願う高齢者やその家族を支える仕組みが必要となっています。そのためにも高齢者が地域で安心して暮らすための支援体制づくりを進め、住まい・医療・介護・予防・生活支援などが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に取り組めます。

平成26年度 施策評価表

施策体系	基本目標	IV 多様な生き方を実現する環境づくり	主な担当課	介護保険課、高齢者福祉課、工業労政課、障害福祉課、建築指導課、住宅課
	基本方向	3 安心できる介護環境の整備		
	施策の方向	(2) 高齢者や障害者に対する社会参画・自立支援 高齢期の男女が地域社会の一員として、経験や知識を活かし、生きがいを持って暮らせるよう支援するとともに、障害のある人が地域において生き生きと自立して暮らせるよう支援します。		

1. 目標値による判定(下線は第六期帯広市総合計画と共通する指標)

推進目標		単位	基準値(基準年度) 目標値(目標年度)	判定	実績値(各年度)				
1	障害者雇用率を達成した企業の割合	%	43.8%(H19)	d	H22	H23	H24	H25	H26
			50.0%(H31)		52	45.8	45.7	38.2	
推進目標による判定				d					

2. 推進目標の実績値に対する考え方

「障害者雇用率を達成した企業の割合」は、前年に比べ7.5ポイント低下し、目標値を下回りました。障害者自立支援法に基づく就労継続支援を行う「就労継続支援事業所(A型)」が増加していることから、障害のある人の就労の場は増えているものの、一般企業などにおける障害や障害のある人への理解が十分に進んでいないことなどが要因と考えます。

3. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H25年度実績
○高齢期の男女が経験や知識を活かし、健康保持や仲間との交流を深めて生きがいを持って暮らせる環境づくりに努めます。	・高齢者が健康を保持し生き生きと生活できるよう、居住環境を提供(2施設、各20人) ・単位老人クラブ(166クラブ・8,812人)、友愛訪問活動(延回数19,883回・28,579人)、高齢者バス無料乗車証交付者(17,532人)
○働く意欲をもつ高齢者が経験と能力を活かし、働くことを通じて社会に貢献する機会を確保します。	・帯広市シルバー人材センターのパンフレット等を市庁舎に掲示
○障害のある人が生きがいを持って安心して暮らせるために、障害のニーズや課題に対応する相談支援体制を強化し、障害の特性に応じた障害福祉サービスを提供します。	・「障害者の雇用促進フェア」共催 ・「福祉のひろば」開店日数361日、手話・要約筆記通訳者の派遣(297件)、自動車改造(6件)、障害者就労支援施設等からの優先調達(76,881千円)、市役所職場体験実習(16人)
○高齢者や障害者がハンディを感じることなく生活できる居住環境を整備するため、ユニバーサルデザイン住宅の普及促進を行います。	・UD住宅建設資金貸付(新築0件)(増改築0件)0千円 ・UD住宅改造補助(33件)12,980千円 ・UDアドバイザー相談件数(62件) ・UD及びUD住宅に関するパネル作成

4. 施策の評価

2施設(各20人)の生活支援ハウスを運営することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、高齢者の保健福祉の増進に寄与しています。

高齢者が健康で生きがいを持って暮らせる環境づくりのため、自主・自立の地域福祉活動への支援として、単位老人クラブ及び老人クラブ連合会への育成・運営支援や専用バスの運行、高齢者スポーツ大会の開催支援など、市民主導の活動を多方面から支援し、高齢者の知識と経験を活かした社会活動や生きがいづくりに努めています。また、バス利用可能な70歳以上の希望する市民全員に「高齢者バス無料乗車証」を交付し、高齢者の外出機会の増大をはかり、社会参加の促進や健康増進に取り組んでいます。

シルバー人材センターと連携し、高齢者の就業機会の確保・促進をはかるとともに、ハローワークと連携した「障害者の雇用促進フェア」を開催し、障害者雇用の促進に努めました。

障害者雇用率を達成した企業の割合は減少していますが、就労継続支援事業所(A型)が増加していることなどにより、障害のある人の雇用者数は484人から503人へ増加し、過去最多となっています。また、市役所内の各部署が障害者就労支援施設等から調達した物品・役務は前年度実績を大きく上回っていることや職場体験実習などを通じて障害者の雇用促進に取り組んでいます。

UDアドバイザーの住宅相談件数・住宅改造件数については、利用者数が順調に推移しており、周知が進んでいると考えられます。しかし、新築・増改築の貸付については、平成24年度に新築貸付金額の変更を行ってから利用率が低下しています。

UDの考え方が一定程度普及されてきたことを踏まえ、UDモデル住宅については平成24年度末に閉館としましたが、UD住宅の普及促進を目的として、パネルの作成を行い、公共施設での掲示やUD相談会で活用し、UDの考え方やUD住宅の概要について周知を行っています。

以上の状況を勘案し、推進目標による判定は「d」判定ですが、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる

B

5. 課題と今後の取り組み方向

今後も生活支援ハウスの運営により、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、高齢者の保健福祉の増進に努めていきます。

高齢者人口が増加している一方で、高齢になっても就労する人の増加や個人の帰属意識、趣味、余暇の多様化などにより、これまで高齢者の社会参加の一翼を担ってきた老人クラブのクラブ数及び会員が減少してきており、価値観や生活様式が多様化している高齢者のニーズに合った、社会参加が一層促進されるための仕組みづくりが課題となっています。

高齢者の多様なニーズの把握に努め、「高齢者おでかけサポートバス事業」を活用するなど、積極的に高齢者が市内商店街等に出かける仕組みづくりを進め、高齢者の社会参加と健康増進をはかるだけでなく、まちなか活性化につなげることを展望した事業として取り組みを進めます。

今後もシルバー人材センターと連携をはかりながら高齢者の就業機会の確保・促進をはかっていきます。

障害のある人が地域で自立した生活を継続するためには、その能力と適性に応じた雇用の場が重要ですが、障害のある人の雇用数は増えているものの、障害者雇用率を達成した企業の割合が低下しており、障害や障害のある人への理解が十分に進んでいないことが課題となっています。ハローワークや関係各機関と連携しながら、企業に対して障害のある人の一般就労について理解を求めています。

UDアドバイザーの住宅相談件数・住宅改造件数については、順調に推移されているため、引き続き広報やパンフレット等により周知をはかります。ただし、新築・増改築の貸付の利用は低下しているため、UD住宅基準の基本的な考え方についても周知を行い、UD住宅の必要性を理解してもらうように建築関連のイベントや庁内福祉関係部局などと連携をとりながら周知を進めていきます。また、UD住宅について、作成したパネル等の資料の活用により、普及促進をはかっていきます。

平成26年度 施策評価表

施策体系	基本目標	IV 多様な生き方を実現する環境づくり	主な担当課	子育て支援課、生涯学習課、男女共同参画推進課、農政課、文化課
	基本方向	4 生涯学習の推進		
	施策の方向	(1) 学習機会や学習情報の提供 市民が生涯を通していつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができるよう、機会の充実をはかります。また、多様な生き方を主体的に選択し、充実した人生を送るための学習の環境整備に努めます。		

1. 目標値による判定(下線は第六期帯広市総合計画と共通する指標)

推進目標		単位	基準値(基準年度) 目標値(目標年度)	判定	実績値(各年度)				
1	帯広市教育委員会が開催する講座等の参加者数	人	22,590人(H19)	a	H22	H23	H24	H25	H26
			23,000人(H31)		26,656	30,138	36,170	37168	
2	地域の指導者の登録者数	人	138人(H19)	d	H22	H23	H24	H25	H26
			190人(H31)		107	109	102	116	
推進目標による判定				b					

2. 推進目標の実績値に対する考え方

「帯広市教育委員会が開催する講座等の参加者数」は、前年に比べ998人増加し、目標値を上回っています。市民大学講座で「フードバレーとかち学」を設けるなど枠組みを新たにしたことや、各種講座や体験教室など、多様な学習機会を提供したことが要因と考えます。

「地域の指導者の登録者数」は、前年に比べ14人増加したものの、目標値を下回っています。講師等に制度が十分浸透しなかったことが要因と考えます。

3. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H25年度実績
○学習、文化、スポーツ活動などの各種教室・講座を開催するほか、発表・活動機会を提供します。	・家庭教育学級(学級数:11学級、学級生数:185人、学習会実施回数:99回) ・高齢者学級(学級生234人)、コミュニティ講座(受講者数22,292人)、帯広市民大学講座(受講者数3,726人)、プラザ・エンジョイスクール(受講者数2,021人)、放送大学帯広学習室の内容充実、生涯学習フェスティバル(参加者数39,880人)、語り手育成講習会(165人)、読書感想文教室・小説童話教室・短歌俳句教室(26人)、マタニティ教室(20人)、認知症サポーター養成講座(36人)、各種おはなし会等(3,256人)、博物館講座・連続講座・地質講座・郷土学習見学会・自然観察会・講演会の開催(35回開催・1,429人) ・男女共同参画セミナー(1回・297人)、男女共同参画講座(4回・134人)
○さまざまな機会を利用して学習情報を提供するとともに、団体活動などを紹介し、学習活動を通じた交流の促進に努めます。	・帯広市HPに生涯学習指導者情報・団体情報を掲載、生涯学習情報誌の発行

○生涯にわたって自主的に学習できる環境づくりや、生きがいやゆとりを持ち心豊かな生活を送れる地域社会づくりに努めます。	・語り手育成講習会、製本講習会、初歩から始める読み解き講座、ツアコン養成講座、学校図書館クリニック ・地域特色を活かした学習の場の提供(農業技術センター機能の充実)(帯広市農産物小規模加工研究会の活動の場として活用) ・農業者グループ活動助成事業(助成団体3団体)
○優れた芸術・文化の鑑賞機会を提供し、市民文化の向上発展に努めます。	・モスクワ・フィルハーモニー交響楽団帯広演奏会(1,191人)、東京都交響楽団帯広演奏会(1,072人)、こまつ座「化粧」(510人)、第2回おびひろ新能(2,861人)、立川談春独演会(509人)、札幌交響楽団特別演奏会(1,103人)、マタニティー・コンサート(25人)、幼児向けプチコンサート(76人)、親と子のわくわく音楽会(1,256人)、北海道立帯広美術館特別企画展「山本二三」展(24,459人)、帯広市民ギャラリー展「おびひろ現代アート2014」(1,080人)

4. 施策の評価

家庭教育学級では、子育てに関する学習会はもちろん、社会情勢を汲み取った学習会等を通して教養を身につけるとともに、イベントで学習内容をパネル形式で発表する機会を設けています。学級生数は少子化の影響等により年々減少傾向ですが、積極的に広報活動を行い、一定の学級生数を確保できています。

帯広市民大学講座やコミュニティ講座の参加者数は順調に増加しています。また、妊婦・赤ちゃん向けから高齢者向けまで多様な講座を開催することにより、幅広い世代に対して学習の機会を提供しています。

男女共同参画セミナーや男女共同参画講座等は関係団体等と連携して開催するなど、男女共同参画について幅広く学んでいただく講座等となっています。

帯広市農業技術センターを地域特色を活かした学習の場として提供しており、女性メンバーが中心となっている農産物小規模加工研究会などについても支援しています。

芸術・文化に関する情報が広く市民に行き届いていない状況がうかがえますが、発表・活動の場へ参加する文化団体数や鑑賞事業の入場者数が増えています。

以上の状況を勘案し、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる

B

5. 課題と今後の取り組み方向

家庭教育学級生数の増加や学級生の自主性を尊重するため、自ら講演会の実施や広報活動等の取り組みを行うとともに、家庭教育学級の意義に沿った学習活動を行っていきます。

男女共同参画セミナー等については、今後も関係団体等と連携するとともに、男女共同参画講座については、平成26年度は市民大学講座と連携して実施するなど、今後も効果的に男女共同参画について学んでいただく講座等としていきます。

市教委で行っている学習の提供については、フードバレーとかちに関する講座や体験型プログラムを実施するなど、多種多様な学習機会を提供してきた結果、講座等の参加者数が順調に増加していることから、一定の成果が得られている状況にあります。一方で、講座等の参加者が高齢化してきているため、これまでの順調な伸びが鈍化するのではないかと懸念があります。また、講座等の指導者(講師)や各種ソフト事業の運営に携わる市民ボランティアについても次第に高齢化してきていることから、講師や市民ボランティアを次世代に継承していくことが課題となっています。今後も、講座等の参加者数を増やしていくため、ターゲットを絞るなど効果的なPRに努めます。また、講座等の指導者や運営ボランティアを次世代に継承していくため、講座の参加者の中から次の指導者になりうる人材の発掘に積極的に取り組みます。

今後も、帯広市農業技術センターを地域特色を活かした学習の場として提供をはかっていきます。

芸術・文化に関する情報を一層充実させ、広く市民に情報を提供するとともに、市民ニーズを捉えながら、芸術・文化の鑑賞機会の充実に努めます。

**おびひろ男女共同参画プラン
平成 26 年度推進状況報告書(平成 25 年度対象)**

平成 26 年 11 月

帯 広 市

**〒080-8670 北海道帯広市西 5 条南 7 丁目 1 番地
電話／0155-65-4134 FAX／0155-23-0161
E-mail／danjyo@city.obihiro.hokkaido.jp**